

※ 『リフトの講習会』 18.8.19

北海道自動車処理協同組合は、〔株〕ライラック車輛の構内で労働安全衛生の一貫としてフォークリフトの運転に関する基本的講習会を行った。講師は、トヨタL&F札幌〔株〕石狩営業所。講師からリフトの始動前の点検等と運転をする際に、予め赤線を引き前進及び後進等の際における左方確認並び荷物の上げ下げ等の操作基本を受講生に見せた。リフトの作業事故に全国的に多く発生している。原因は、運転の不注意が最も多い。又、事業主においては、労働安全衛生規則を順守して事故のない環境に努めなければならないと述べた。



(リフトとの運転操作基本的始動訓練)

特定自主検査関連法令

始業点検【労働安全衛生規則第151条】

- 事業者は、その日の作業を開始する前に点検をしなければなりません。
特定自主検査(年次点検)【労働安全衛生規則第151条】【労働安全衛生法第45条】
- 事業者は1年を越えない期間ごと1回、定期的に法で定められた項目について「特定自主検査」をしなければなりません。
- 「特定自主検査」は、資格を持った検査者、または労働省または都道府県の労働基準局に登録された検査業者でなければ実施できません。
定期自主検査(月次検査)【労働安全衛生規則第151条】
- 事業者は、1月を越えない期間ごと1回、定期的に自主検査をしなければなりません。
定期検査後の処置【労働安全衛生規則第151条】
- 異常が見つかった場合は、直ちに補修・調整・補充・交換など、必要な措置を講じなければなりません。
- 「特定自主検査(年1回)」及び1回の「定期自主検査」を行ってときは、検査結果等必要事項を記載した記録表を、3年間保存しなければなりません。
- 「特定自主検査」を済ませたフォークリフトには、目立つところに検査済みステッカーを貼付しなければなりません。

定期自主検査を実施していない場合【労働安全衛生第120条】

- 検査を実施していない場合はもちろん、記録表を保存していない場合も、一車両につき50万円以下の罰金に処せられます。(「特定自主検査」は、無資格者が行っても実施したことになりません。)

フォークリフトの定期自主検査

フォークリフトは下記点検が「労働安全衛生法」及び「労働安全衛生規則」で義務付けられています。
 フォークリフトを定期的に点検すること（定期自主検査）は、未然に事故を防ぐだけでなく、故障・休車を減らし作業効率を上げることにもつながります。

定期自主検査		
種類	特定自主検査（年次点検）	月次点検
時期	年1回	月1回
検査資格	国家資格を持った検査者または許可を得た検査業者でなければ実施できない	左記資格がなくても実施できる

	1．原動機の異常の有無 2．動力伝達装置の異常の有無 3．走行装置の異常の有無 4．操縦装置の異常の有無 5．制動装置の異常の有無 6．荷役装置の異常の有無 7．油圧装置の異常の有無 8．電気系統の異常の有無 9．車体・ヘッドガード・バックレスト・警報装置・方向指示器・灯火装置及び計器の異常の有無	1．制動装置、クラッチ及び操縦装置の異常の有無 2．荷役装置及び油圧装置の異常の有無 3．ヘッドガード及びバックレストの異常の有無
修理	異常が見つかった場合は、直ちに補修・調整・補充・交換など、必要な処置をする	
検査後	フォークリフトの目立つ所に実施年月日～明記した検査済みステッカ（検査標章：下図参照）を必ず貼付する。検査結果は必要事項を記録し、3年間保存する	
罰則	実施しないと50万円以下の罰金に処せられる （「特定自主検査(年次)」は、無資格者が行っても実施したことにはならない）	

フォークリフトは特定車輛に定められており、年1回の定期自主検査を「特定自主検査(特自検)」と呼びます。

（ショベルは特定車輛に定められておらず「特定自主検査」の対象とはなりません
 が、年次点検は必要です）

※ 『廃棄物処理委託業者の作業現状確認』18.9.8

北海道自動車処理協同組合は8日、日頃、組合員が廃棄物に関する処理委託業者の見学会を実施した。自動車解体事業に伴い発生する廃棄物には、廃タイヤ・フロンガス・廃バッテリー・バンパー廃液・廃油類等がある。委託先6社を見学し、各々の事業のリサイクル状況を見て、簡単に処理が出来るものではないことが分かった。この機会を通じて排出業者と処理業者の連携が必要であることから、今後共同のリサイクル率の向上に努める観点から共同勉強をする機会を設けることで意見調整がついた。



(環境開発工業見学)

105ページ(愛知県トヨタメタル工場内反転機)



委託契約処理業者様会社見学の報告

拝啓 初秋の候、貴社ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。
 平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

自動車リサイクル法が施工になり早いもので1年半が過ぎ当組合とたしましても法の遵守を基本に組合活動及び会員各位の営業に努めてきましたが、今後ますますコンプライアンスが大事になってきます。

そこで、組合として日ごろお世話になっている処理業者様の会社を下記スケジュールにて見学させていただきました。(全会員へ案内済み)
 より安心して北自協会員が処理業者様へ依頼できる様に又、より強い信頼関係を築き、今後の活動に役立てたいと理事会にて決定し実行いたしました。
 簡単に纏めご報告いたします。

記

	実 行 日	平成 18 年 9 月 8 日
	参 加 人 数	26名
9 : 0 0	事務局出発	
9 : 3 0	(株) ケイアイ様西の里着	廃タイヤ事前処理
9 : 5 0	出 発	
1 0 : 0 0	(株) ケイアイ様共栄着	廃タイヤチップ処理
1 0 : 2 0	出 発	
1 0 : 2 5	環境開発 (株) 様着	廃プラ/廃液
1 0 : 5 0	出 発	
1 1 : 5 0	(有) 日電鋼業様着	廃バッテリー処理
1 2 : 2 0	出 発	
1 2 : 3 0	(有) エイコウ物流着	廃タイヤ回収処理
1 3 : 0 0	出 発	
1 3 : 4 0	(株) 三光産業苫小牧着	廃タイヤ回収処理
1 4 : 1 0	出 発	
1 5 : 5 0	早来工営 (株) 着	フロンガス破壊・廃液
1 6 : 3 0	出 発	
1 7 : 3 0	事務局着	解散

❖ 『自動車リサイクル法に関する行政連絡会議前日』18.8.30

経済産業省自動車リサイクル室長らが来札し、北自協の幹部メンバーと自動車リサイクル事業を取り巻く課題等について意見交換を行った。札幌入りした経産省自動車課の中石室長・水口課長補佐・環境廃棄物対策部リサイクル推進室中野室長補佐などが、自動車解体業界の生の声を聞くため、組合に呼びかけたもの。組合側から理事長以下執行部が出席した。「設備投資の競い合いで地域の処理能力が過剰傾向となり、廃車仕入れが困難である」との意見と「許可更新時の市街化調整区域」等における審査基準の明確化、「無許可業者」が後を絶たず、健全な業者の生き残りを阻害しかねない。



(北自協幹部の懇談)

等の意見要望を申し挙げた。なお、翌日、行政連絡会議への出席を前に、北自協の要請で、J U札幌・札幌陸運支局・札幌整備振興会・自販連札幌支部等の表敬訪問に応え頂いた。この訪問等について訪問先から北自協、いわゆる自動車解体業界が中央行政との調和があることと高く評価をされて居ります。改めて、お礼申し上げます。

❖ 『自動車リサイクル部品普及促進キャンペーン』18.10.2

道内の自動車リサイクル業団体は2日、自動車リサイクル部品の利用促進に向けたPR活動をJR札幌駅前と大通公園で展開した。経済産業省が毎年10月に実施する「リデュース・リユース・リサイクルの3R推進月間」の一環で、今年は2日が「自動車リサイクル部品普及デー」に決まり、全国の自動車リサイクル流通組織などがリサイクル部品のアピールに取り組んだ。

北海道自動車処理協同組合(南可昭理事長)は札幌支部の組合員18人が参加し、午後2時30分から3時間、大通公園の3丁目と4丁目でリサイクル部品利用のキャンペーンチラシ3千部を市民に配布した。エス・エス・ジー(浜田泰臣社長)は午後1時30分から2時間、加盟店の23人がJR札幌駅前南北の4ヶ所でキャンペーンノボリの下、チラシと廃車買い取りチェーン「リサイくるマッチ」PRカードを5千部配布した。なお、NGP日本自動車リサイクル事業協同組合北海道支部(上田秀徳支部長)はメンバーから7人が参加し、午後3～6時の3時間にわたってJR札幌駅周辺でチラシ3千部を歩行者に手渡した。このほか企業単位で、リサイクル部品普及のキャンペーン活動は全道各地で実施された。

また、上部団体である、「日本ELVリサイクル機構(酒井代表理事)」ならび清水部品流通部会長などが、東京・新橋駅前で開催である、経産省自動車課中石リサイクル室長ほか参加し、キャンペーンノボリの下、チラシを配布した。



(北自協札幌市大通り公園)



(SSGグループ札幌駅前)



(NGPグループ札幌駅前)

成 1 8 年 9 月 2 7 日

自動車リサイクル部品の利用促進に向けた

PR活動の実施について

自動車解体業界の全国団体、有限責任中間法人日本ELVリサイクル推進機構（酒井清行代表理事、会員数1000社）は、経済産業省などリサイクル関係8府省が、3R推進に対する理解と協力を求めるため毎年10月に実施している「リデュース・リユース・リサイクル推進月間（略称：3R推進月間）」とあわせ、全国の自動車リサイクル部品流通団体とともに、自動車リサイクル部品の利用促進に向けたPR活動を実施します（別紙 地域行動計画）。

特に、来る10月2日を「自動車リサイクル部品普及デー」とし、全国一斉に、街頭や会員企業の店頭などで消費者を対象に経済産業省が作成した「リサイクル部品啓発チラシ」の配布など、自動車修理の際などに中古部品や再生部品の利用を訴えることとしております。

本件に関する取組は、今回が初の試みであり、昨年からスタートした「自動車リサイクル法」の目的の一つである「部品の再使用」について、業界団体として積極的に協力を行うものです。

また、我が国における自動車リサイクル部品の利用については、その認知度も低く、米国と比較してもその利用割合が低いため、今回の活動により、一層の自動車リサイクル部品の利用促進、ひいては資源循環型社会の構築に向けた取組に繋がることを自動車解体業界としても期待しております。

【PR活動の一例】

○JR新橋駅前におけるPR活動

日時：10月2日（月）15：00～16：00

実施内容：有限責任中間法人日本ELV機構役員によるチラシ配布等

（本件に関する問い合わせ先）

有限責任中間法人日本ELV機構事務局：永澤、多田

電話：03-3519-5181

平成18年9月29日
経済産業省

自動車リサイクル促進のための広報活動について

(お知らせ)

経済産業省では、当省を含むリサイクル関係8府省が毎年10月に行う「リデュース・リユース・リサイクル推進月間（略称：3R推進月間）」と併せ、自動車リサイクルについて国民の皆様や関係事業者の皆様に更なる理解や、自動車リサイクル部品の更なる利用促進を進めるため、次の広報活動を行って参ります。

1. 自動車リサイクル促進普及情報提供事業の実施

- ①エコプロダクツ展（平成18年12月）及び経済産業省本館ロビー（平成19年1月予定）において、パネル等による自動車リサイクル法の制度概要の紹介、解体自動車やリサイクルパーツなどの実物を用いた展示を行い、実際の解体作業をわかりやすく紹介します。
- ②街頭や自動車教習所等において、一般自動車ユーザーの方を対象とした自動車リサイクルの周知活動を展開します。

2. 自動車リサイクル部品の利用促進に向けたPR活動の実施

「グリーン購入法」の対象品目にも位置づけられている自動車リサイクル部品の利用促進を図るため、一般自動車ユーザーを対象としたチラシの作成配布とともに、全国各地において関係団体の協力の下、各種イベントにおいて自動車リサイクル部品の利用促進を呼びかけます（別紙参照）。

(本発表資料のお問い合わせ先)

製造産業局自動車課

担当者：呉村、荒木

電話：03-3501-1511（内線 3831）

「環境にいいクルマ」に 乗りませんか。



自動車の修理・補修のときに、
リサイクル部品を使うと、あなたのクルマも
「おトク」で「環境にいい」クルマになります。

自動車の部品を交換するときにリサイクル部品を使用することは、廃棄物の削減
やエネルギー使用の抑制に大きくつながります。

リサイクル部品を賢く利用して「環境にいいクルマ」に乗りませんか？

リサイクル部品とは…

使用済自動車から取り出した、まだまだ現役で活躍できる部品のこと。取り外した事業者によって
しっかり品質確認もされていて、保証もついています。値段も新品部品よりずっとおトクです。また、
政府としても「グリーン購入法」(*)の対象品目としてその利用を促進しています。

※環境にやさしい製品を選定して、政府の調達に際しては、その製品を優先的に選んでいくことを定めた法律です。

環境に良い

経済的にお得

保証つきで
安心



こんなとき、リサイクル部品！

1



クルマで自損事故を起こしちゃった…。
すぐに修理したいんだけど、
修理代が高くてつきそう。どうしよう？



保証ついています！

そんな時は「リサイクル部品」がいっぱい
ですよ。種類も豊富で、新品部品に比べて
値段も安いし、保証だってついています。

※部品によっては、品揃えが十分でないものもあります。





こんなとき、リサイクル部品！

2



リサイクル部品を使うと
自動車保険が安くなるって本当!?



特約

契約書

自動車保険の中には、修理時にリサイクル部品を使うことを条件に保険料を割引する特約プランを用意している保険会社があります。詳しくは保険会社に相談してみてください！



こんなとき、リサイクル部品！

3

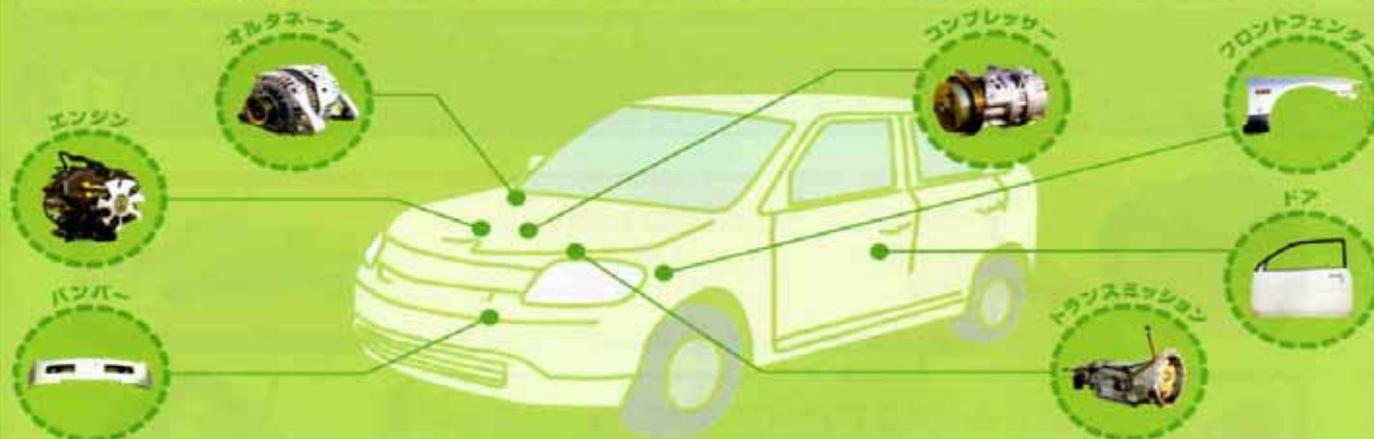


環境にやさしい生活は私たちのモットー。
クルマの修理だって、環境にやさしい方がいいわ！ところで、リサイクル部品を使いたいときはどうすればいいの？

クルマの修理や部品交換の際に、お店の人に「リサイクル部品を使いたい」と相談してみることをおすすめします。リサイクル部品と新品部品の両方で見積もりをもらえば、どれだけオトクかも一目瞭然！



主要部品のほとんどが、リサイクル部品でまかなえます！



「責任ある廃車処理」

北海道自動車処理協同組合

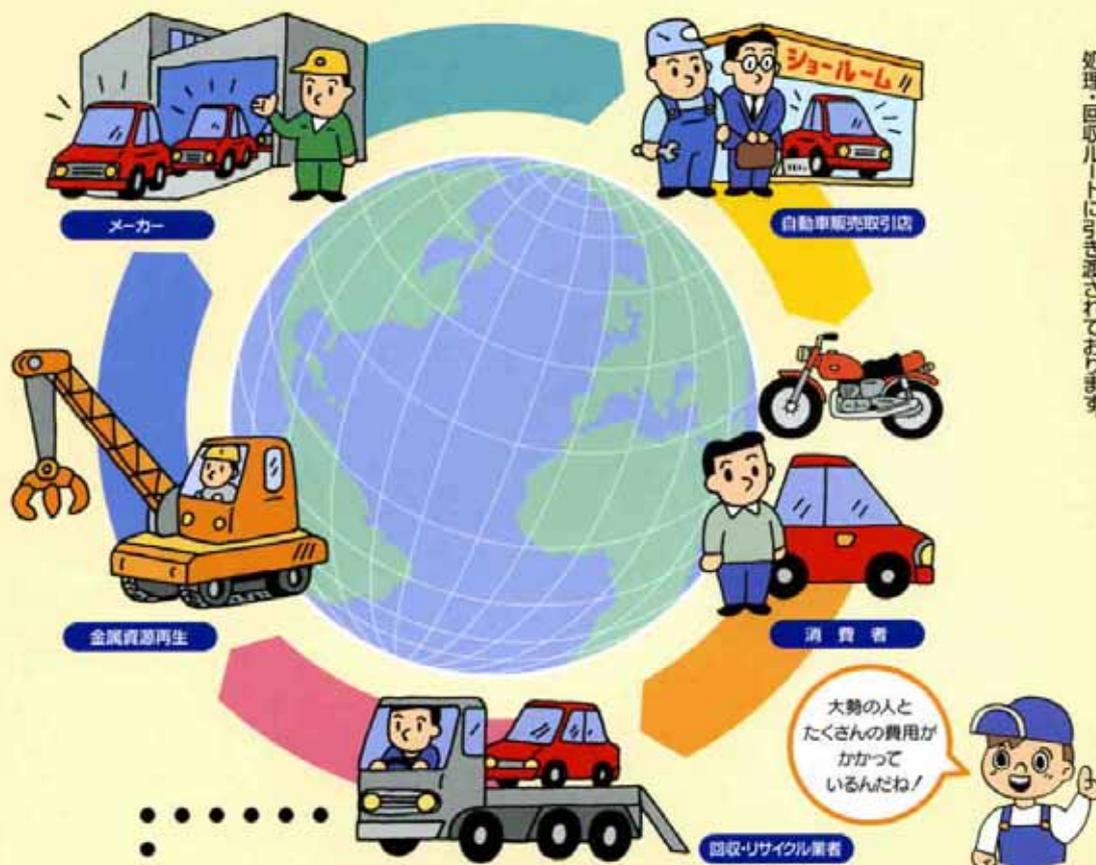
組合員の名簿はこちらから・<http://www15.ocn.ne.jp/~had>

事務局 / 〒003-0821
札幌市白石区菊水元町1条2丁目2番6号
TEL.011-871-8777
FAX.011-871-8711

未来の地球と環境を守ろう

使用済自動車のリサイクル

あなたが使用されていた自動車は、環境を守る適正な処理・回収ルートに引き渡されており、



使用済自動車を事前選別・適性処理するためには、費用がかかります。皆様のご理解とご協力をお願いします。

事前選別

パパの車はたくさんの物からできているからきちんと処理をしておうね。



北海道自動車処理協同組合

全国統一リサイクル部品普及キャンペーン

JAERA会員組合	実施場所	その他
北海道自動車処理協同組合	札幌駅周辺	9月28日(社)自動車技術会秋季大会市民フォーラム講演会にて、啓発活動。(札幌コンベンションセンター) 詳細⇒ http://www.jsae.or.jp/2006aki/guide7.pdf
宮城県中古自動車解体再生部品卸協同組合	仙台駅周辺	チラシの配布
福島県ELVリサイクル協同組合	郡山駅周辺	県内イベントに参加、チラシ配布。
東京自動車リサイクル連合 (東京江戸川自動車解体商興会)	地元駅周辺 (一之江駅)	江戸川区内イベントに参加、チラシ配布。
静岡県自動車解体業協同組合	静岡駅周辺	チラシの配布
岐阜ELVリサイクル協議会	岐阜駅周辺	チラシの配布
大阪自動車リサイクル協同組合	新大阪駅周辺	チラシの配布
兵庫県自動車リサイクル処理工業会	各事業所単位	10月2日から一週間、会員27社が個別にキャンペーンノボリを掲出、チラシを配布する。
岡山県自動車リサイクル協同組合	岡山駅周辺	チラシの配布
VRC山口	山口駅周辺	チラシの配布
愛媛自動車部品リサイクル協同組合	愛媛駅周辺	チラシの配布
長崎自動車中古部品卸業協同組合	JR佐世保駅前	チラシの配布。またキャンペーン週間に各自動車整備工場を訪問しチラシを配布
北九州ELV協同組合	小倉駅前	エコタウンセンターにチラシ配布依頼。 11月20日～23日(西日本総合展示場)エコ・テクノ2006「地球環境新エネルギー技術展&セミナー」会場にてチラシ配布。

※JAERA加盟団体(51団体)のうち主なものを記載。他にも組合員企業個々でチラシを配布。

	実施場所	その他
(株)エス・エス・ジー	JR札幌駅周辺	キャンペーンノボリを掲出し、チラシを配布。 チラシのDM発送。 廃車買取PR。
(株)システムオートパーツ	個別会員企業	各企業ごとにキャンペーンノボリを掲出、店頭でチラシの配布を行う
テクルスネットワーク	個別会員企業	各個別企業ごとにキャンペーンノボリを掲出、店頭でチラシの配布を行う
自動車補修部品研究会	個別会員企業	会員企業ごとに自主行動。ノボリを掲出、店頭でチラシの配布を行う 11月8日「環境とものづくり展」(埼玉工業大学)へ出展。
トータルカーリサイクルグループ	個別会員企業	キャンペーンノボリを掲出。店頭でチラシを配布。
(株)SPN	個別会員企業	キャンペーンノボリを掲出。店頭でチラシを配布。
NGP日本自動車リサイクル事業協同組合	JR品川駅周辺	本部として職員によるJR品川駅前でのチラシ配布。各会員企業ごとにキャンペーンノボリを掲出、店頭でチラシの配布を行う。
(株)エコライン	個別会員企業	キャンペーンノボリを掲出。店頭でチラシを配布。
(株)ビッグウェーブ	個別会員企業	キャンペーンノボリを掲出。店頭でチラシを配布。
(中間法人)ARN	個別会員企業	キャンペーンノボリを掲出。店頭でチラシを配布。
リ総研倶楽部	各事業所	キャンペーンノボリを掲出し、チラシ配布。 チラシのDM発送。 工場見学の受け入れ。
(中間法人)日本トラックリファインパーツ協会	個別会員企業	会員企業ごとにノボリを掲出、店頭でチラシの配布を行う。
部友会	個別会員企業	会員企業ごとにノボリを掲出、店頭でチラシの配布を行う。
シーライオンズクラブ	個別会員企業	会員企業ごとにノボリを掲出、店頭でチラシの配布を行う。
リビルト工業会全国連合会	個別会員企業	会員企業ごとにノボリを掲出、店頭でチラシの配布を行う。

※部品流通団体の中で約80社が3R推進月間中の土曜日、工場見学の受け入れなど地域の住民に開放する

※ 『9月1日は全国防災の日、例年参加』

「9月1日」は防災の日。伊勢湾台風が襲来した翌年1960年(昭35年)に閣議決定した。関東大震災の惨事を教訓として、防災意識を高める日。毎年、各地で防災訓練が行われている。

札幌協ならび北自協はこの防災訓練と訓練車両等の提供を行ってきた。佐藤正良北自協専務理事が災害対策本部長となり、辻憲一災害対策委員長を務め、昨年9月1日は札幌市南区主催の訓練が真駒内自衛隊内で行われた。札幌市の防災訓練は持ち回りで区が担当して行われている。



(各関係団体の責任者が見守る訓練)



(事故車両を撤去する風景)



(車両内から人命救助訓練)



(訓練修了後、市長より好評を受ける)



(札幌市中央区大通りでの訓練)



(今井デパートから降りるレスキュー隊)



(永年に及ぶ間防災訓練に寄与、札幌市北消防署長より感謝状を受賞)

札幌協・北自協は10数年前から災害訓練に訓練車を提供してきた。特に、9月1日の防災の日には積極的に参加し、共に実技訓練を行っている。また、警察・自衛隊・消防等が独自で訓練を行う際にも要請があると現車を提供している。

※ 『北海道警察本部と災害時における支援協定を締結』 18.11.7

北海道自動車処理協同組合(南可昭理事長)は社会貢献活動の一環として、北海道警察本部(樋口建史本部長)と「災害時における支援協定」を締結した。この事業は日ごろ交通事故などのレッカー作業を行っている経験を視野に、「地震や大規模災害(台風)」等において、路上の障害物を撤去することで、道路網の確保を維持することが目的である。支援対策は道警本部から北自協(佐藤正良副理事長)兼災害対策委員長{(株)協栄車両)に道警本部並びに方面本部等から緊急連絡を受ける体制(24時間体制)を構築、緊急支援要請地区の担当支部長に出動要請を行う。レッカー車及びユニック車が現場に急行する。

作業内容は、地震や水害等による建物や樹木等が主要道路をふさぎ交通障害になっている、異物等を移動することが目的であることから、ユニック車が効率的に使用されると思う。場合によっては、ショベル車の出動も必要である。

北自協は、常に、長期不適正車輛等の撤去作業に行政からの依頼を受け数万台の撤去作業を行い、社会貢献を掲げている。此度の「災害時における支援」事業は自動車産業界において廃車等を日ごろ取り扱う業界として経験を十分に発揮することを踏まえ調印を行った。北自協組合員は、103社レッカー車及びユニック車並びにショベル車の総台数は300台以上で出動体制が可能である。

当日、協定式を行っている時、折しも、佐呂間町において日本で最大の竜巻が発生し死者9人を出した。災害は思わぬ時に来ることを実感した。近年は地震並びに大型台風などによる被害が各地域で発生している。地震の発生をある程度予測することが出来るが地震を防ぐことは出来ない。地震による大型災害の被害が一番である。地震による火災や津波などが上げられる。台風などの原因について影響を及ぼしているのが地球温暖化現象ではないか。海面の温度が上昇することにより気候変動が台風を引き起こす。



(協定書に調印する松田警備部長と南理事長)



(調印式を確認する松田警備部長と南理事長)

北海道警察と北海道自動車処理協同組合との 災害時における支援協定書

北海道警察本部長(以下「甲」という。)及び北海道自動車処理協同組合理事長(以下「乙」という。)は、災害対策基本法(昭和33年法律第223号)第64条第7項に基づく警察官による災害現場等における応急措置の実施の支障となる工作物等の除去その他必要な措置(以下「工作物等の除去その他必要な措置」という。)及び第76条の3第2項に基づく警察官による通行禁止区域等における緊急通行車両の妨害となっている車両その他の物件の移動等の措置(以下「車両等その他の物件の移動等の措置」という。)に関し、下記のとおり了承する。

記

第1 協力要請

甲は、工作物等の除去その他必要な措置及び車両等その他の物件の移動等の措置に関し必要がある場合、次の事項を乙に通知して、当該措置についての協力を要請するものとする。

- 1 災害発生の日時、場所及び災害の状況
- 2 工作物及び車両等の種別、数量など
- 3 現場の警察官の官職及び氏名
- 4 連絡方法その他必要な事項

第2 排除活動

乙は、甲から協力要請があった場合、現場における警察官の指示に従い、所有する車両、装備等の範囲内で、工作物等の除去その他必要な措置及び車両その他の物件の移動等の措置(以下「排除活動」という。)を行うものとする。

第3 費用

排除活動に関する費用については、乙の負担とする。

第4 補償

排除活動に従事した者が、これに従事したことにより死亡し、負傷し、又は疾病にかかった場合、乙の所有する車両、装備等が損壊した場合及び排除活動に伴い排除対象車両その他の物件を損壊させた場合は、乙の責任において処理するものとする。

第5 その他

この協定書に定める事項について疑義が生じたときは、その都度、甲と乙が協議して決定するものとする。

附則

- 1 この協定書は、平成18年11月 日から適用する。
- 2 この協定書を証するため本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保管するものとする。

平成18年11月8日

甲 北海道警察本部長

樋口 建史



乙 北海道自動車処理協同組合理事長

南 可昭



※ 『北海道警察本部による災害救助訓練』 18.11.16

北海道警察本部は16日、大規模地震等を想定した災害警備訓練を市内豊平区の月寒グリーンドームで行った。札幌市消防局や医師会、日本自動車連盟(JAF)などの関係8機関の一員として今回、災害時の支援協定を北海道警察(樋口建史本部長)と北海道自動車処理協同組合(南理事長)が協定初の訓練に参加した。強い風雨の中で地震発生時の救出救助活動や現場での連携手順などの確認作業を行った。模擬訓練は「札幌市南東部にマグニチュード6.5の地震が発生し、石狩地方一体に震度6の強い揺れが起き、高速道路で大型観光バスを含む車両等の多重事故や一般家屋の倒壊などで多数の死傷者が出た」との想定で実施された。

待機中の月寒小学校の児童たちが避難を始めると同時に、会場内の大型スクリーンには救助隊を乗せ丘珠空港を離陸するヘリコプターが映し出された。訓練現場では、先行部隊として軽量のバイクが現地の状況を把握、災害救助本部に報告し救急車やレスキュー部隊が順次出動した。当組合員のメンバーは横転している大型観光バスを45トン装備のレッカー車で引き起こした。2時間にわたって訓練が終了した。「災害は思わぬ時に訪れる」今回の訓練は我々自動車業界に依存する組織として社会貢献と組合員相互の連携をとる勉強になった。



(参加組合員)



(北海道警察本部長の訓示)

地震、雷、火、オヤジとのことわざ、がある様に惨害は突然予告なしに襲ってくる。

この度の災害訓練はあす起きるか分からないことを踏まえ訓練をすることにより、緊急時に備える体制の構築である。自衛隊の幹部の講演で、自衛隊員の訓練の一つとして、100年に一度の国を掛けた出来事が突発的に発生するかもしれない。ことを踏まえ、精神的、肉体的に耐える訓練を行っている。との話しを聞き、自社の安全・安心の経営環境の必要性について再確認をすることを学んだ。最近の事業主による危機管理はお粗末のことばかりが報道されている。

大阪府吹田市の遊園地で起きたジェットコースターの死傷事故を見ると、15年間、あの様な危険遊戯が、法的点検が義務付けされていなことを理由に怠った。被害にあった当事者や家族の悲しみは頭を下げることで解決しない。昨今は、事が大きくなる前に頭を下げるのが恒常化されている。頭を下げる前に下げない処置を願うのが常識ではないか。

北海道自動車処理協同組合は、道内における重大交通事故による、当逃げ及びひき逃げ等による事故現場に散乱している自動車部品の一部の捜査依頼を所轄警察から依頼された時、該当組合員事業所にファックス等で協力をしている。

❁ 『紋別市における長期保管車輛撤去作業』 18.11.16.

北海道自動車処理協同組合(南可昭理事長)北見支部(長谷川清二支部長)は16日、紋別市新生に野積みとなっていた放置自動車の撤去作業に取り組む。網走支庁の上空調査で廃車の野積みが発見し、地権者が適正処理困難なため支庁が北海道自動車処理協同組合に産業廃棄物扱いとして長期放置車両の撤去と適正処理を依頼。これを受け廃車110番委員長(辻憲一委員長)が北見支部に連絡。メンバー8社11人とユニック付き車両8台(大型2台、4トン車6台)パワーショベル1台が出動、当初予定を大幅に超える111台の放置車両を北見市内の日北自動車(支部長)廃車ヤードにピストン輸送した。北見支部では平成15年3月に網走市の依頼で野積みされていた26台(能取と網走)を撤去した経緯があり今回が2度目の出動。

今回の紋別新生の長期放置車両は、30年前から野積みされ外観をとどめない車両もあったが1台1台丁寧に組合員が持ち寄った搬送車に積み込んだ。当初66台を予定していたが、作業が進むにつれ45台があることが判り、再度網走支庁の許可を受け合計111台となった。

約80キロ離れた日北自動車廃車ヤードにピストン輸送した。輸送された廃車は来年1月いっぱいかけ非鉄、鉄クズ、アルミ等に選別するなど適正処理される。長谷川支部長は「網走支庁のモデル事業とはいえ費用は一切出ないが、自動車解体事業を含む者としての社会貢献を、と組合員の協力を呼びかけたところ快く協力してくれ感謝している。鉄・非鉄等を分別して破砕業者に販売するが重機等の回送などの経費が嵩むことから赤字になることは間違えない。が北自協の責任ある廃車処理のスローガンを達成するため、今後も依頼があれば出来る限り協力していきたい」と話していた。組合員の社会奉仕に執行部として重ねて感謝を致します。



(原野に無造作に積まれている廃車等)



(原野に無造作に積まれている廃車等)



(作業風景)



(作業風景)

※ 『南理事長 循環型社会形成推進功労者環境大臣表彰式』 18.11.28

今回の環境大臣表彰は、全国解体業者として初であることは名誉である。ゆえることは、北海道一円の解体業者が構築した組合組織である。北海道自動車処理協同組合設立の趣旨に社会貢献事業を掲げ、北海道における「長期保管車輛(放置自動車)を含む」適正処理に向け取り組んできた。この取り組みを成功させるのは組合員各位の環境保全に対する理解と協力がなければ、食い残しを片付ける気持ちにはならない。環境保護は『廃車処理は我々の使命』と『責任ある廃車処理』をスローガンに奉仕(ボランティア)精神で、[札幌協、平成3年]・[北自協、平成10年]から回収され再資源化した廃自動車は1万台を数えられる。組合員の妥結は全国的には例を見ない。自動車リサイクル法の施行により、従来の長期放置車の撤去作業は、預託金制度が導入され負担の是非が問題になっている。回収対策として、地方行政が法施行以前と位置づけた場合は廃掃法による処理が可能である。本格施行から2年を経過した現在でも道内には1万弱の環境、景観等を阻害している放置車は存在している。この放置車が道内から姿を消した事前で我々の使命は達成する。



(表彰式典会場)



(木村祐二環境省リサイクル対策部課長より表彰状を受ける)



(表彰受賞記念品 表彰受賞記念品)



(表彰状 環境大臣 若林正俊)

産業廃棄物関係事業功労者条件。産業廃棄物の収集運搬業若しくは処分業に従事し、産業廃棄物の適正処理の確保に顕著な功績のあった者又は産業廃棄物処理に関する公益法人等において当該事業の向上及び発展に顕著な功績があった者であって、次のいずれにも該当する者。当該年4月1日において、産業廃棄物の収集運搬業若しくは処分業又は産業廃棄物の処理に関する事業を営む公益法人等における従事年数が20年以上であって、かつ、年齢が50歳以上であること。ただし、産業廃棄物の処理を業とする者(従業者を含む。)出ない者にあつては、その従事年数が10年以上であること。(2)原則として、同様の功績について都道府県知事の表彰(これに準じる表彰を含む。)をうけたことがあること。

平成18年度 循環型社会形成推進功労者等環境大臣表彰受賞者(産業廃棄物関係事業功労)

都道府県	氏 名(敬称略)	所 属
北海道	みなみ よし あき 南 可 昭	北海道自動車処理協同組合 理事長
青森県	むかい なか の みき お 向 中 野 幹 雄	社団法人 青森県産業廃棄物協会 理事
岩手県	なか みち のり こ 中 道 法 子	社団法人 岩手県産業廃棄物協会 副会長
群馬県	いな むら かつ ひろ 稲 村 勝 宏	社団法人 群馬県環境資源保全協会 副会長
神奈川県	ふか せ のり お 深 瀬 則 夫	社団法人 神奈川県産業廃棄物協会 常任理事
神奈川県	かね だ たか お 金 田 高 雄	社団法人 神奈川県産業廃棄物協会 常任理事
新潟県	や き しょう いち 八 木 昭 市	社団法人 新潟県産業廃棄物協会 前理事
岐阜県	ご とう とし お 後 藤 利 夫	社団法人 岐阜県産業環境保全協会 副理事長
大阪府	はま の ひろ み 浜 野 廣 美	社団法人 大阪府産業廃棄物協会 副会長
熊本県	こめ だ まさ や 米 田 眞 也	社団法人 熊本県産業廃棄物協会 理事
中央推薦	おお つか もと かず 大 塚 元 一	社団法人 全国産業廃棄物連合会 専務理事
中央推薦	くろ だ みのる 黒 田 實	社団法人 全国産業廃棄物連合会 理事 社団法人 宮崎県産業廃棄物協会 会長
中央推薦	み たに すみ お 三 谷 純 夫	社団法人 全国産業廃棄物連合会 理事 社団法人 鹿児島県産業廃棄物協会 会長

※ 『南理事長 E L Vリサイクル機構より感謝状を受賞』 18.12.15

有限責任中間法人日本E L Vリサイクル機構、以下、J A E R A (酒井清行代表理事)は、自動車解体業界として初の環境大臣表彰を受賞した北海道自動車処理協同組合の南可昭理事長に感謝状と記念品を贈呈、功労を祝した。感謝状の趣旨は、J A E R Aの副代表理事も務めるなど、自動車解体業界の発展に取り組んできた。また、北自協が長年にわたり取り組んできた北海道内の長期放置車両や不法滞積車両の処理に先進的にボランティア撤去作業などでもリーダーシップを発揮し、地域の環境保全に努め社会貢献に寄与したことを称えた。

こうした南理事長(いわゆる北自協)の功績が認められ晴れて環境大臣表彰を受賞したことは上部団体であるJ A E R Aとして感謝状を贈り、自動車リサイクル業界の社会的地位向上につながった南理事長の功績をたたえた。南理事長は、謝辞で「今回の環境大臣ならび感謝状は私個人ではなく、北自協の組合員全員と、関係行政さらに関係団体の方々の支えていただいたお陰であると思います。今回の受賞の意義を重く受け止め、今後も自動車解体業界とJ A E R Aの発展のため、皆さんとともに努力していく」と謝意と抱負のお礼を申した。後にも、先にも、坂井清行前ELVリサイクル機構代表理事からELV機構



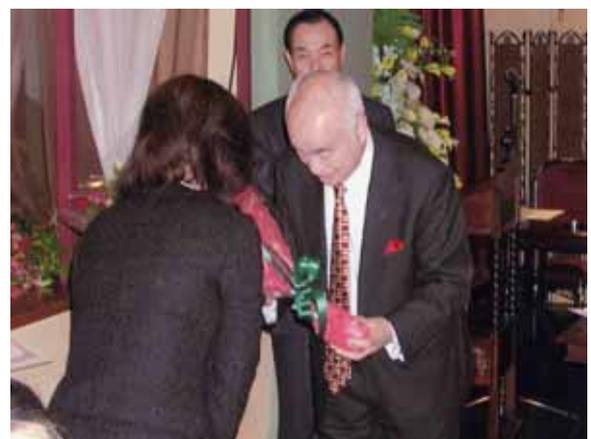
(リサイクル機構代表理事より感謝状を受賞)



(有限責任中間法人日本ELVリサイクル機構)



(感謝状に謝辞の挨拶を行う南副代表理事)



(リサイクル機構 安生事務員より花束の贈呈)

として受賞を受ける会員はいない(酒井氏22年1月他界)。昔の話で「貰えるものだらあんなの笛」でもよい。人間はこの世に姓を持ち、誉められることは嬉しい。

怒られることを願う者はない。怒ると指導は正反対ではないか。本誌に書きましたが、「JR福知山線」脱線事故は怒られ、罰を受けるのを嫌って隠べいした事故である。上司に知れたら罰がくる。乗務停止などの処分が課される。手当てがなくなる。時には家庭生活に影響をきたす。家庭の不安につながる。

怒ることを指導教育に変えれば働く人は楽しい勤務が出来ると思う。隠すことが大惨事に繋がったのが正に福知山線の脱線事故である。隠すことなく正直に報告する環境を作るのが上司ではないか。

※ 『自動車リサイクル部品普及啓蒙の一環』 19.1.12

経産省新館のロビーにおいて、経済産業副大臣、自動車課の幹部職員が列席して自動車リサイクル事業による物品等の展示会が行われた。自動車リサイクル産業の中核的存在となる当機構から酒井代表理事ほか、北は北海道から南は沖縄までの理事が出席をした。自動車課中石室長が、展示されている色々の部品および素材物に対して説明を行った。

渡辺博道経済産業副大臣から、自動車解体業界の皆様方は資源の有効活用に取り組む社会的貢献に寄与すると同時に、環境事業に取り組む大事な使命に担っていることを誇りとして益々環境事業に取り組むよう励ましの挨拶を受けた。



(自動車リサイクル法に関するパンフレット)



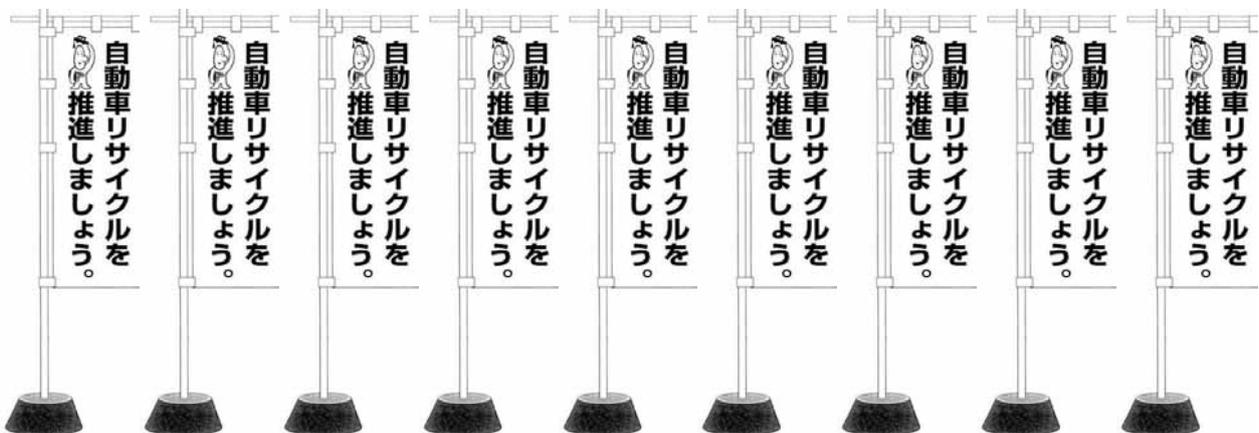
(リサイクルが求められている素材品)



(渡辺経産省副大臣に説明する中石室長と酒井代表)



(渡辺経産省副大臣を囲む J A E R A 理事)



※ 『活路開拓事業(成果発表講習会)』

有限責任中間法人日本ELVリサイクル機構は、中小企業組合等活路開拓事業活動を行うため、平成18年7月20日、調査事業、第1回委員会を開催する。

委員名簿

委員長、	熊本大学教授	外川 健一	
外部委員、	元日産自動車リサイクル推進室 メイソンコンサルタント代表取締役	姫野 良治 藤田 義史	
内部委員、	J A E R A 代表理事 J A E R A 副代表理事 J A E R A 地域支援部会長	酒井 清行 北口 賢二 南 可昭 榎本 擴 寺谷 優 青木 勝幸	
後 援	経済産業省製造産業局自動車課 課長補佐 課長補佐	呉村 益生 水口 良孝	ほか

※ ブロック会議にて成果発表講習会(北海道ブロック支部会場)19.1.22

1月22日、札幌ロイヤルホテルにおいて、日本ELVリサイクル機構主催の活路開拓事業の一環として、「成果発表講習会」が北自協理事の出席で行われた。冒頭、後援者来賓挨拶を経済産業省自動車課課長補佐呉村益生が「自り法」施行2年踏まえ経過報告と今後の取り組み等について述べられた。引き続き、酒井清行代表理事から当機構の活動ならび会員の機構に対する協力の礼を述べ、本題の説明会に入った。当活路開拓事業は、平成17年1月から施行された「自り法」と同時に頃から鉄クズ市況の高騰が重なり、「ELV」の流れがおもわぬ方向に向いている。既存解体業者として戸惑いが起きている。



各支部会議で成果発表講習会

函館支部	2月 2日	室蘭支部	2月中に開催予定
北見支部	2月10日	帯広支部	2月中に開催予定
旭川支部	2月10日	釧路支部	2月中に開催予定
札幌支部	2月17日		

自動車解体業のモデルビジョン

—自動車リサイクルへの貢献とビジネスチャンスの追求—



平成 19 年 1 月

有限責任中間法人 日本 ELV リサイクル機構

目次

はじめに	2
謝辞	3
第1章 最近の自動車解体業を取り巻く環境	4
1. 厳しさを増す使用済み自動車の確保	
2. 経営を下支えする素材市況	
第2章 自動車解体業の実態調査結果	6
－アンケート調査で見る自動車解体業の姿－	
第3章 事業経営工夫のポイント	9
Step 1：自社の実態把握（定量的経営への取組み）	
－自動車マテリアルフロー分析と財務分析をしてみよう！－	
Step 2：使用済み自動車の仕入れ（最優先課題への対応）	
－価格競争に巻き込まれない仕入れ先の確保	
⇒ ヒアリングで情報収集した取組事例	－
Step 3：中古部品・素材の販売（組織力を活用した経営基盤の強化）	
－国内・海外への部品・素材販売の強化－	
第4章 組織力強化への団結	21
1. ITを活用した情報交換・情報共有の促進	
－JAERA ホームページの充実と活用促進－	
2. 地方組織の活性化	
－各事業者が業界（組織）に貢献できることを実践して、組織力を高める－	

はじめに

「使用済自動車の再資源化等に関する法律」（通称：自動車リサイクル法）が本格施行されてから、まる2年が経とうとしている今日、解体業界を取り巻く環境は大きく変化しました。法律の趣旨はいわゆる「3R」の促進とそれを支える環境調和型の適正処理の推進です。一方で国際的な素材市況の高騰から、中古車・使用済自動車の流通ルートが激変し、ビジネスとしてのリサイクルに新たな視点が必要となってきたのが事実です。

ところで自動車リサイクルの中核を担っていた自動車解体業界については、これまでほとんど公的なデータが存在していませんでした。しかし新しい制度では自動車解体業者に対してはいわゆる「許可制」が導入され、また自動車解体業者が取り扱う使用済自動車の処理・リサイクルの実際は、電子マニフェストによって管理されるようになり、徐々にではありますがデータが揃いつつあります。しかしこれらのデータは、適正処理を担保するのが主たる目的でとられるものであり、自動車解体業の周辺環境や経営の実態を考察し、業界の健全な発展を期するには、さらなる調査・研究が必要だと思われま

そこで今回の日本ELVリサイクル機構による活路開拓事業では、まず会員企業の皆さんへのアンケート調査によって、業界の基礎データの把握に努めました。業界の今後を展望するには、まず自分たちがどのような位置にあるのかを客観的に把握することが何よりも重要だと考えたからです。このアンケート調査は当初、調査の効率性と経費の節減を意図して、ウェブによる回答形式のみを採用しました。これは日本の自動車解体業者のほとんどが、インターネットを使用した電子マニフェストを操作する、世界でも屈指のITに精通している存在であるという実情から期待して実施したものでした。しかし残念ながら回収率は一部地域を除いて低水準にとどまりました。そこで10月以降はFAXなどによる回答も受け付けたところ、徐々に回答率は回復し、最終的には49.1%という水準にまでに至りました。結果として、このアンケート調査に基づく資料は、「全国規模」での自動車解体業界の経営の実態を把握できるはじめてのものであるとも考えられる貴重なものと自負しています。

また、これらのデータのより詳細な解析のために、全国21社の会員企業にご協力を頂き、ヒアリング調査を実施しました。このヒアリング調査で私が改めて認識したことは、1つ1つの企業が激動する環境の中で、それぞれ独自の戦略ビジョンを持っているということです。換言すれば将来のベクトルは様々な方向性があり、どのような戦略をとるかは、各企業の創意工夫によるという、ある意味ではごく当たり前のことでした。しかし、今後のビジネスにある程度の展望を持つためには、自分がどのような位置にあるのか、業界は全体としてどのような環境にあるのかを、客観的に把握する重要性はますます高まってい

るものと考えられます。

このテキストはこのような「自分の企業はどのような状態にあるのか」を、業界を取り巻く状況を整理しながら、客観的に把握していただくためにとくに作成したものです。このテキストと、各地域組合から派遣される講師の方々のレクチャーを参考に、各地域の組合単位で、あるいは日本ELVリサイクル機構として、ビジネスに直結した様々な事業が展開され、自動車解体業界の社会的役割がますます高まることを祈願してやみません。

なお、本調査にあたっては、経済産業省自動車課から多くのご助言をいただきました。また、外部・内部の委員の方々からも貴重なご意見をいただきました。心からお礼申し上げます。

平成 18 年 12 月 22 日

活路開拓事業委員長 熊本大学・外川健一

謝 辞

日本 ELV リサイクル機構にとっては、今期が実質上の活動初年度に当たります。

本格活動に入ってからすぐ、全国中小企業団体中央会のご支援をいただき、活路開拓事業に取り組みことができました。慣れない法人としての運営を暗中模索する一方で、何とか事業を成し遂げられたのも、大勢の皆様のご協力の賜物と深く感謝申し上げます。

外川熊本大学教授に委員長をお引き受けいただいたのを始め、藤田委員、姫野委員にはご多忙の身にもかかわらず外部委員としてご協力いただきました。また、経済産業省自動車課からも陰ながらご協力を頂きました。そして、何よりも、アンケートに積極的に御回答頂いた ELV リサイクル機構の会員の皆様、アンケート調査を取りまとめいただいたブロック長の皆さん、内部委員として直接ご尽力いただいた副代表諸氏、ヒアリングに気持ちよく応じてくださった全国 21 社の会員の皆さん、すべての皆さんに心からお礼を申し上げます。

今期、この事業に取り組むことによって、日本 ELV リサイクル機構の組織としてのパワーは確実に高まっています。このパワーを、全国各地の地域団体にまで漲らせることが、お世話になった皆様へのご恩返しだと念じております。ありがとうございました。

平成 18 年 12 月 22 日

有限責任中間法人 日本 ELV リサイクル機構
代表理事 酒井 清行

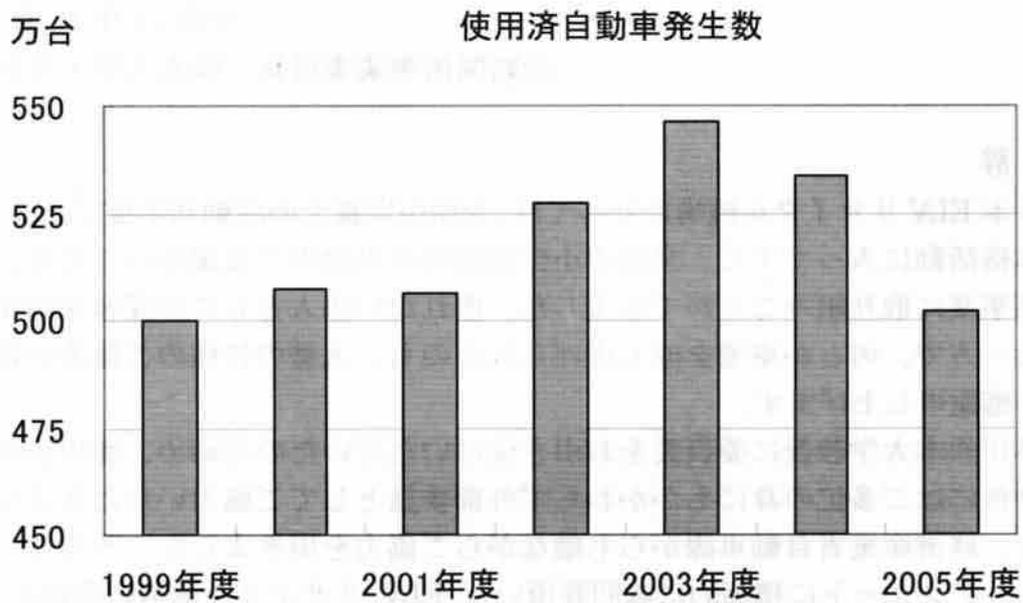
第1章 最近の自動車解体業を取り巻く環境

1. 厳しさを増す使用済み自動車の確保

使用済み自動車の発生台数が減少

中古車輸出は高水準（推定年間 135 万台）

輸出抹消仮登録申請台数より推定



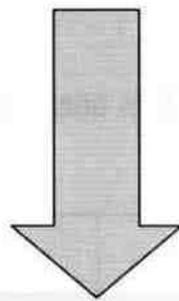
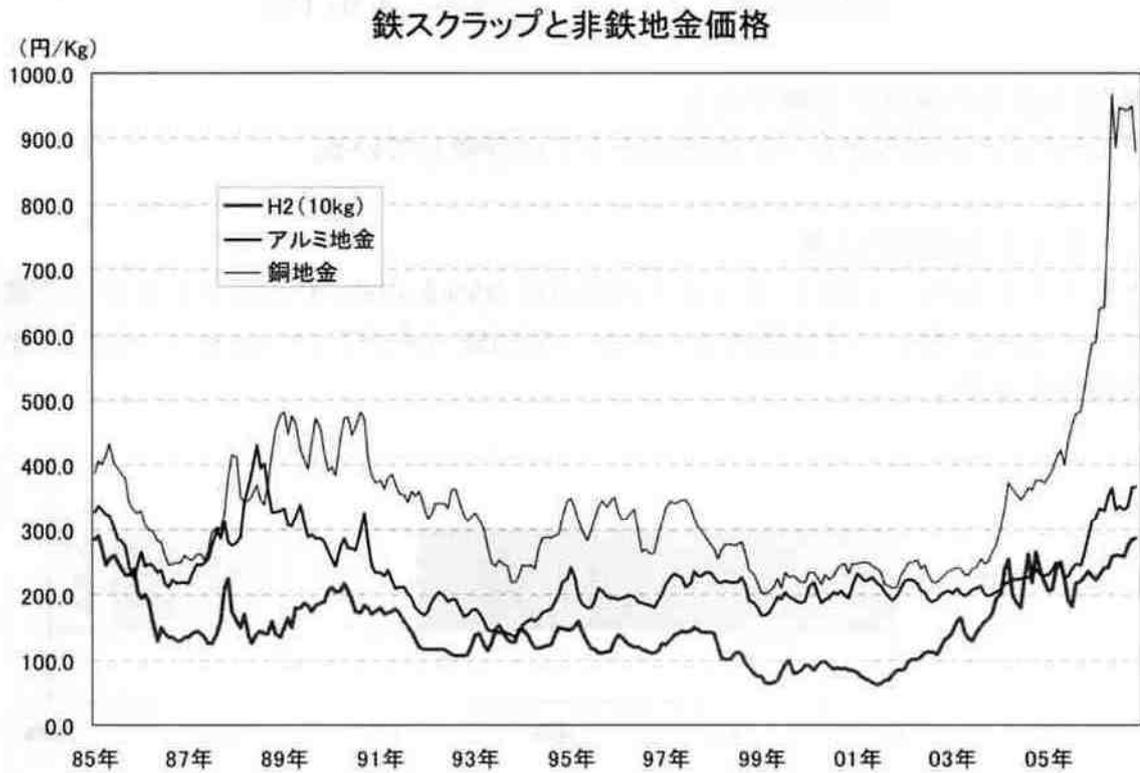
魅力ある車は減少 仕入れ価格は上昇



解体業者は使用済み自動車の確保に苦戦

2. 経営を下支えする素材市況

鉄・銅・アルミのスクラップ相場が同時に高騰



素材収入が事業経営を下支えしている

第2章 自動車解体業の実態調査結果

—アンケート調査で見る自動車解体業の姿—

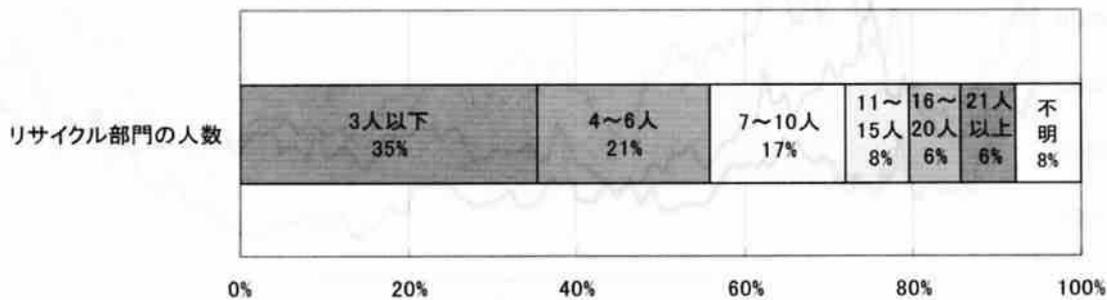
実施時期：2006年8月～12月 実施方法：Web方式と書面方式の併用

集計回答数：472件 回答率：49.1%

- 仕入れ車の確保に苦戦するも、
リサイクル部門売上・中古部品売上では善戦している。

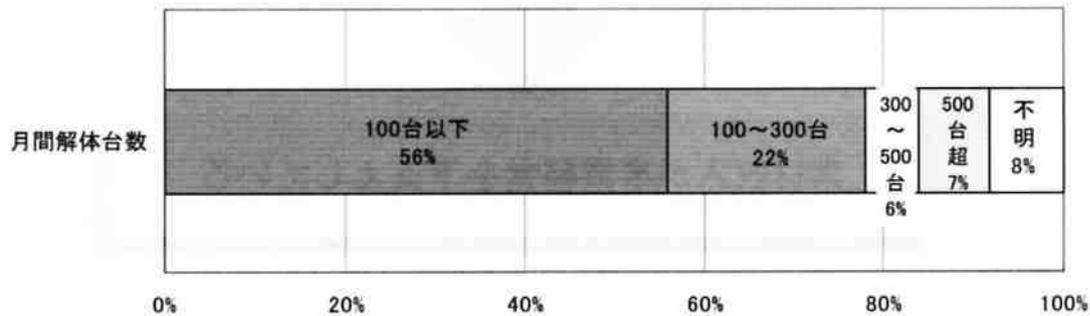
○リサイクル部門の人数

リサイクル部門の人数は、3人以下の業者が35%を占め、6人以下の業者まで含めると56%になる。平均値は8人だが、中間値（メジアン）は6人であり、小規模業者が多い。



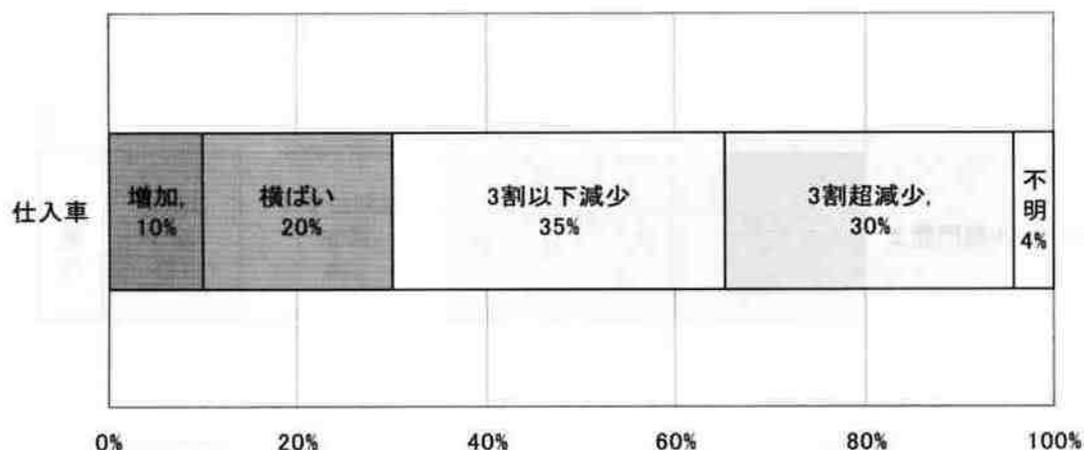
○月間解体台数

月間解体台数が100台以下の業者が56%、300台以下の業者まで含めると78%になる。



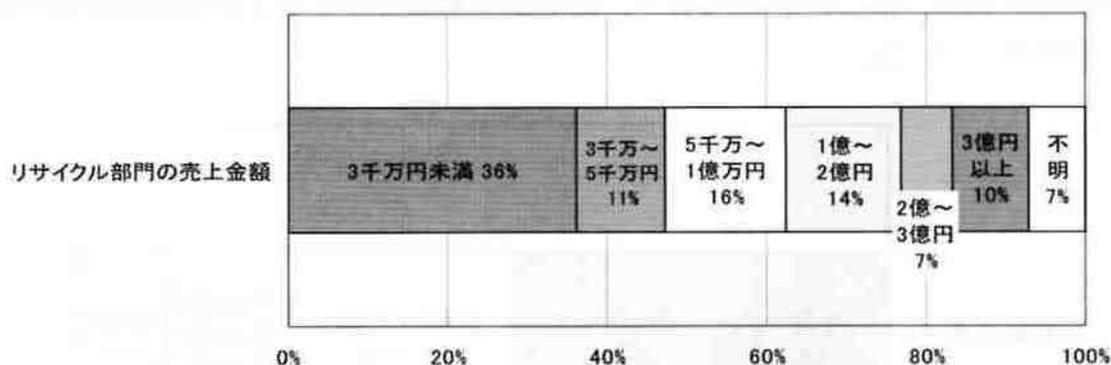
○仕入台数の入庫状況（平成16年と平成17年の比較）

仕入れ車の増加が10%、横ばいが20%を占め、苦戦が伝えられる中、3割の事業者は善戦している。一方で、仕入れ車が3割超減少は30%あり、3割の事業者は苦戦している。



○リサイクル部門の売上

リサイクル部門の売上は3千万円未満の業者が36%を占め、1億円未満の業者まで含めると63%になる。



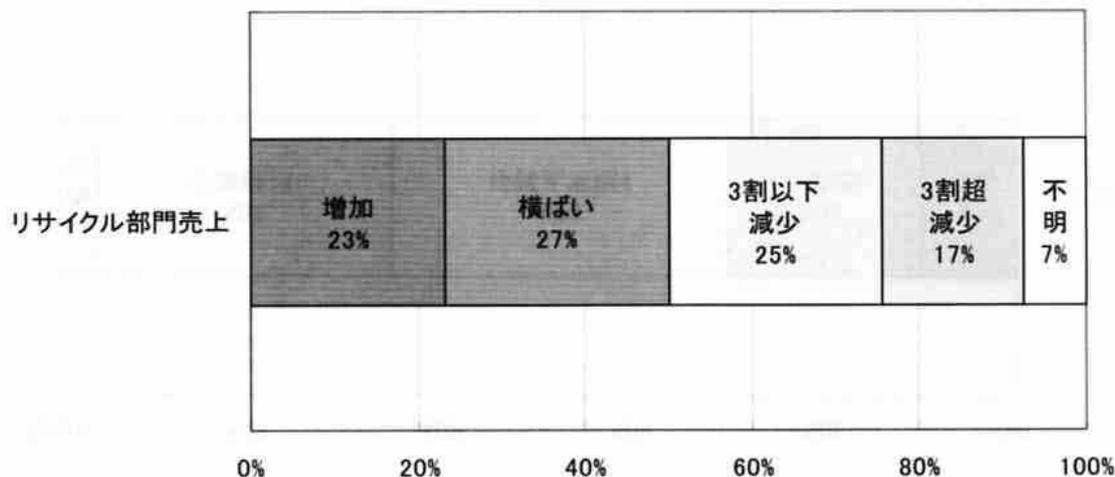
○リサイクル部門の売上別のリサイクル部門の平均人数

リサイクル部門の売上別に、リサイクル部門に配置されている従業員平均人数を分析すると以下のようなになる。

3千万円未満	3.2人
3千万円～5千万円	4.5人
5千万円～1億円	6.8人
1億円～2億円	9.6人
2億円～3億円	13.0人
3億円以上	27.9人

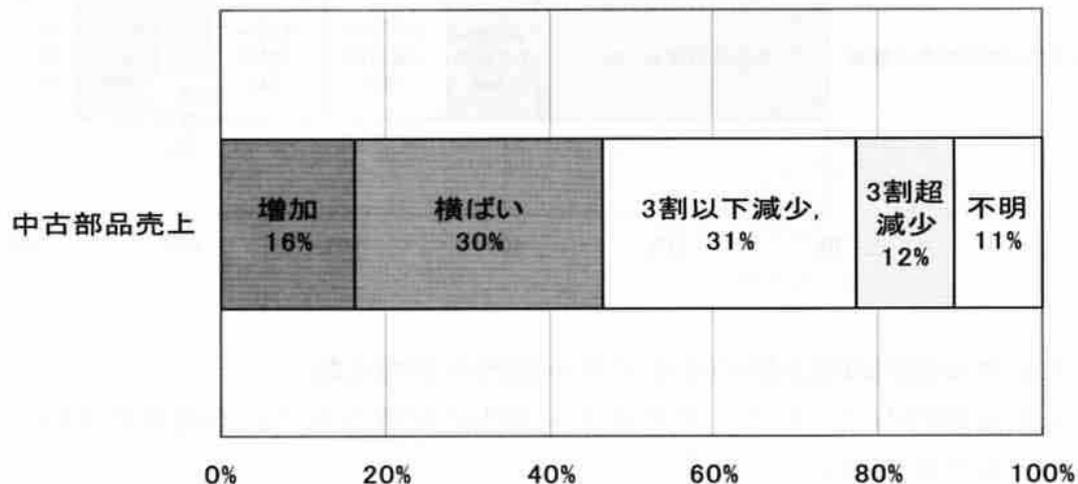
○リサイクル部門売上状況（平成16年と平成17年の比較）

増加が23%で、横ばいが29%あり、好調と言える事業者が過半数を超えている。在庫車の増加が30%なので、1台当たりの売上げが増加している可能性がうかがえる。地域による特異な傾向はみられなかった。



○リサイクル部品売上状況（平成16年と平成17年の比較）

増加が15%、横ばいが30%あり、過半数の事業者がリサイクル部品販売の売上を伸ばしている。



アンケート結果の詳細は、平成18年度活路開拓事業「自動車解体業のモデルビジョン」報告書をご覧ください。

お問い合わせは、有限責任中間法人 日本ELVリサイクル機構 本部事務局まで。平成19年3月末日以降、JAERAホームページでもご覧いただけます。

第3章 事業経営工夫のポイント

Step1：自社の実態把握（定量的経営への取組み）

－自動車マテリアルフロー分析と財務分析を試みよう！－

- （1）自動車マテリアルフロー分析
- （2）財務分析

Step2：使用済み自動車の仕入れ（最重要課題への対応）

－価格競争に巻き込まれない仕入れの確保

⇒ ヒアリングで情報収集した取組事例

- （1）地域密着型の信頼関係を構築しよう！
- （2）ユーザーへのPRを工夫しよう！

Step3：中古部品・素材の販売強化（経営基盤の強化）

－国内・海外への部品・素材販売の強化－

- （1）部品・素材取りの基準を整理して、文書化してみよう！
- （2）部品輸出で収益を確保しよう！
- （3）国内へのリサイクル部品PRを工夫しよう！
- （4）素材売上で収益を確保しよう！

Step1：自社の実態把握（定量的経営への取組み）

－自動車マテリアルフロー分析と財務分析をしてみよう！－

（1）自動車マテリアルフロー分析による実態把握

自社がどのような強みと弱みを持つのか理解するためには、モノの流れとお金の流れをしっかりと把握することが重要。右ページのマテリアルフローに月間の数字を入れて、仕入れ、生産、販売の各部門における実態の把握をしてみよう！

☆記入上の注意

【仕入れ】

仕入れ先の「エンドユーザー」には法人も含みます。

【前処理】

タイヤ～その他廃棄物までの金額記入欄は、逆有償、処理費用等支払いが発生した場合はマイナス（－）、有償での引き取り等収入が発生した場合はプラス（＋）、両方混在する場合は合計値を記入します。

【輸出】

コンテナ数で把握できない場合は海外バイヤーへの売上高を記入します。

【全部利用】

認定全部利用の場合、売上高にチームを通して支払われるメーカーからの収入も加味します。

【共通】

人件費を図と同じように分けられない場合、1つにまとめてください。（前処理と部品等）

☆マテリアルフローからの問題点の把握

- 仕入れ先は適正なバランスが取れているか？
(一つの仕入れ先に集中していないか)
- 各部門からの売上げの配分は今のままでよいか？
(経営方針と一致しているか)
- 各部門への人件費の配分は今のままでよいか？
(人が適当に配置されているか)
- 1台当たりの売上高の配分は適当か？
 - ・ 総売上高に対する1台当たりの売上高（総売上高÷仕入れ台数）
 - ・ 輸出売上高、国内売上高、素材売上高、それぞれに対する1台当たり売上高（各部門別売上高÷仕入れ台数）
 - ・ 1台当たり生産原価（（仕入れ価格＋人件費）÷仕入れ台数） 等

(2) 財務分析 (会社の経営状況がよいのか悪いのかを判断する方法)

☆その1 現事業を営んでいて儲かっているのかの分析 (収益性の分析)

① 現売上高に対し利益はきちんとでているのか

$$\begin{array}{|l} \text{売上高対経常利益率} \\ \text{①}3.5\% \\ \text{②}0.8\% \end{array} = \frac{\begin{array}{|l} \text{経常利益} \end{array}}{\begin{array}{|l} \text{純売上高} \end{array}} \times 100(\%)$$

② 現売上高に対し、販売費・一般管理費といった固定費がどのくらいかかったか (かかりすぎていないか)

$$\begin{array}{|l} \text{販売・管理費比率} \\ \text{①}42\% \\ \text{②}41\% \end{array} = \frac{\begin{array}{|l} \text{販売費+一般管理費} \end{array}}{\begin{array}{|l} \text{純売上高} \end{array}} \times 100(\%)$$

③ 会社が投下した全ての資金が現事業活動によってどれだけの利益を生み出したか

$$\begin{array}{|l} \text{総資本対経常利益率} \\ \text{①}6.5\% \\ \text{②}1.1\% \end{array} = \frac{\begin{array}{|l} \text{経常利益} \end{array}}{\begin{array}{|l} \text{総資本} \end{array}} \times 100(\%)$$

④ 会社が投下した固定資産がうまく活用されているか

$$\begin{array}{|l} \text{固定資産回転率} \\ \text{①}3.3\% \\ \text{②}3.5\% \end{array} = \frac{\begin{array}{|l} \text{経常利益} \end{array}}{\begin{array}{|l} \text{固定資産} \end{array}} \times 100(\%)$$

注：各分析項目の下の数字は以下の通り。

①再生資源卸売業の平成16年決算の平均値 (従業員数；6～20人)

②自動車整備業の平成16年決算の平均値 (従業員数；6～20人)

出展：経済産業省中小企業庁「中小企業財務指標」より

☆その2 会社の資金にゆとりがあるのかの分析（安全性の分析）

- ① 1年以内に返済しなければならない負債（流動負債）を1年以内に現金化できるであろう資産（流動資産）でまかないきれぬのか

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{流動比率} \\ \hline \text{①136.3\%} \\ \hline \text{②147.0\%} \\ \hline \end{array} = \frac{\begin{array}{|c|} \hline \text{流動資産} \\ \hline \end{array}}{\begin{array}{|c|} \hline \text{流動負債} \\ \hline \end{array}} \times 100(\%)$$

- ② 今までの経営活動によって蓄積された自己資本との割合はどの程度か（経営基盤の強さの度合い）

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{自己資本比率} \\ \hline \text{①20.4\%} \\ \hline \text{②15.4\%} \\ \hline \end{array} = \frac{\begin{array}{|c|} \hline \text{自己資本} \\ \hline \end{array}}{\begin{array}{|c|} \hline \text{総資本} \\ \hline \end{array}} \times 100(\%)$$

注：各分析項目の下の数字は以下の通り。

- ①再生資源卸売業の平成16年決算の平均値（従業員数；6～20人）
 ②自動車整備業の平成16年決算の平均値（従業員数；6～20人）

出展：経済産業省中小企業庁「中小企業財務指標」より

☆その3 会社が最近成長しているかの分析（成長性の分析）

	期		期	
	金額	前期比	金額	前期比
売上高	円		円	
粗利益	円		円	
営業利益	円		円	
経常利益	円		円	
自己資本	円		円	

Step2：使用済み自動車の仕入れ（最重要課題への対応）

－価格競争に巻き込まれない仕入れの確保

⇒ ヒアリングで情報収集した取組事例 －

（１） 地元の整備事業者等と地域密着型の信頼関係を構築しよう！

- リサイクル部品販売での優遇
 - ・リサイクル部品の取り付けなどの案内サービス
 - ・リサイクル部品割引サービス
 - ・リサイクル部品の配達サービス
 - ・部品優先注文権の設定（丸車保管の場合） など
- 事務代行無料サービスの実施
 - ・抹消登録申請、重量税還付申請 など
 - 注！：有料で行うと行政書士法に抵触するので無料で行うこと。
- 使用済み交換部品の無料回収サービス
 - ・整備業者で発生する金属くず、非鉄くず、プラスチック・ガラスくずなどを無料で回収する。
 - 注！：運搬を有料で行う場合は産業廃棄物の収集運搬の業許可が必要
- 回収ガソリンの無償提供サービス
 - ・代車や社用車などの燃料の無償提供
 - 注！：有料で回収ガソリンを販売する場合は揮発油等の品質の確保等に関する法律（品確法）における登録が必要
- 車検・修理などの入庫斡旋サービス
 - ・車検を行いたいユーザーや環境に優しく、安価なりサイクル部品を活用した修理を行いたいユーザーの地元整備業者への紹介
- 現車確認と価格設定
 - ・現地に赴き現車を確認して、価格設定の個別査定を実施（可能な限り土日・休日も対応）
 - ・車検証記載の重量を基準としたわかりやすい価格設定の説明
 - ・オークション出品（出品料、落札料、運搬料、流札リスク）では得られないメリット説明

(2) 一般ユーザーへのPRを工夫しよう！

- 常に一般ユーザーを意識した日常からの事業活動
 - ・入り口にノボリを立てる（自動車リサイクルを推進します。）
 - ・会社の敷地だけでなく周辺（面する道路等含む）の美化
 - ・ホームページ・地域ミニコミ紙の活用
- 地域活動への貢献と自動車リサイクルに対しての情報提供
 - ・地域の祭り、自治会活動、交通安全行事、学校行事への参加と情報提供
- 現車の(無料)査定と選択肢の丁寧な説明（口コミによるユーザーの広がり）
 - ・ユーザーの話をよく聞き、中古車輸出、国内解体など、ユーザーの手を離れた後の車の行方と事務処理について、選択肢の内容を丁寧に説明する。
 - ・使用済み自動車として引き取り希望なら上記説明を確実に実施。
 - ・事故車の場合は、修理希望なら仕入先整備工場を紹介すると同時に、リサイクル部品を活用を促す（自動車リサイクルパーツのちらしの活用）。
- 事務代行無料サービスの実施
 - ・抹消登録、重量税還付、自賠責保険解約の手続きなど

注！：有料で行うと行政書士法に抵触するので無料で行うこと。

安心・親切な対応で新たなチャンスを！



Step3：中古部品・素材の販売強化（経営基盤の強化）

－国内・海外への部品・素材販売の強化－

（1）部品・素材取りの基準を整理して、簡易文書にしてみよう！

- 品質管理の基礎を導入して自社生産品の品質向上と作業の効率化に努める。
- 取り外す部品候補をリストアップして、各候補部品について簡易取り外しマニュアルを整理して、社内に徹底する。

項目	内容
部品 素材名	○○○○
取り外すかどうか の判断基準	【解説】 部品や素材の相場、需給の季節要因、自社の在庫状況等を勘案した判断基準 ＜例＞ 自社・加盟グループの在庫状況や過去の受注実績に基づき、管理責任者が判断して指示
取りはずし方	【解説】 用途に応じた作業手順や注意点等 ＜例＞ 対象部品・素材ごとに使用工具や準備作業・本作業・後作業の各工程及び注意事項・作業時間をまとめたシート（標準作業書）を作成、誰が担当しても同じ作業品質が保てるようにする。
作業時間	【解説】 目標作業時間と許容上限 ＜例＞ ハーネスの回収許容時間は 25 分/台
部品の保管方法	【解説】 取り外して出荷するまでの、保管、美化、梱包等の要領 ＜例＞ エアキャップで包み、品番がわかるラベルを貼り付け、倉庫の棚に年式順に保管
作業実績からの 課題	【解説】 マニュアルに従って行った作業の結果、明らかになった問題点へ対応 ＜例＞ 取り外し作業中の破損が多い、時間がかかりすぎるなどの問題点を、担当者と議論を重ねて解決する。

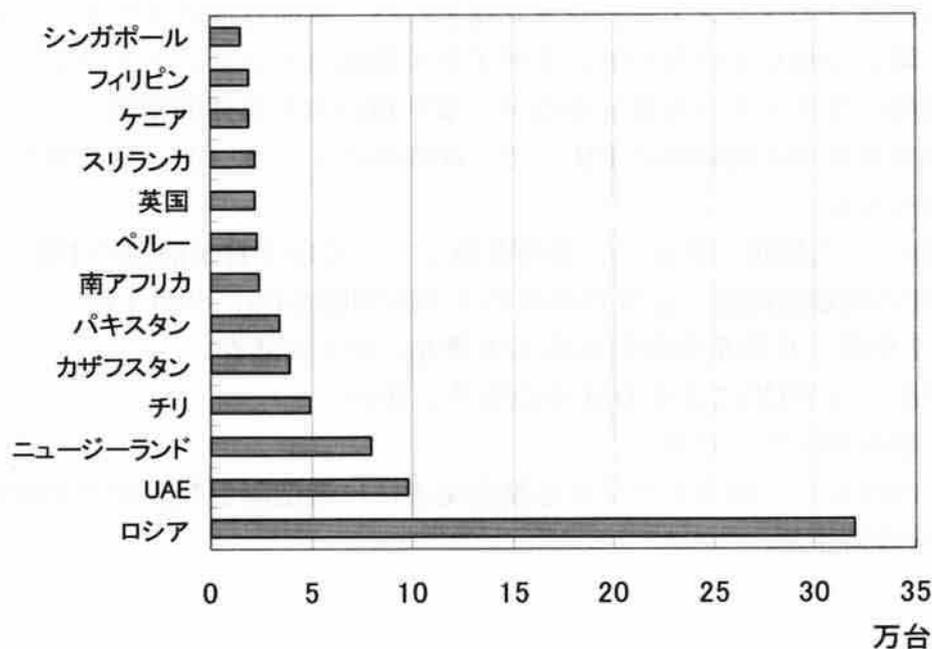
- 課題が判明したら、作業現場を含めた十分な議論を踏まえて改訂しよう！
- 他社を相互訪問して、意見交換することも有効！

(2) 部品輸出で収益を確保しよう！

- 輸出が有効な部品の情報収集とリストアップ
 - ・(1) の部品・素材取り基準と工程の見直し
 - ・部品取りを細かく行えば在庫は確保できるが、それに要する人件費・諸経費と売上げとの関係を確実に把握（シュミレーション）して判断することが重要
- 適正価格による売却
 - ・売却価格の設定がバイヤー主導のものになっていないか検討してみるために、JAERA ホームページの情報提供サービスを活用
 - ※ELV 流通調査委員会により、JAERA 会員からの情報提供を受け、JAERA ホームページ上にて輸出エンジン・主要部品の価格情報提供事業を検討中
- 地方組織によるコンテナの共同輸出事業
 - ・個別事業者では難しい事業にはスケールメリットを活用
 - ※JAERA 九州ブロックのシーアール福岡協同組合では、組合事業として共同輸出を実施している。組合で協力して取り組むことにより、1社では難しいコンテナでの出荷が可能になる。組合も手数料収入を得ており、組合としてもメリットを実現している。

<参考>

中古車輸出先国別台数(正規通関2006年1-10月累計)



(3) 国内へのリサイクル部品販売方法を工夫しよう！

リサイクル部品は、

- ①ユーザーが直接購入、
 - ②整備事業者が整備や修理のためにユーザーに代わって購入、
 - ③部品販売業者（部品商）が整備事業者などの依頼を受けて購入するなど
- いくつかのルートができている。
これら販売ルート別に PR 方法を工夫してみよう！

【对用户】

ホームページ、地域ミニコミ紙を利用したり、事業所が住居地域に立地する場合は、地域の祭り、自治会活動、交通安全運動、消防・防火訓練、学校行事などに積極的参加し、機会を捉えて以下の活動を行いましょう！

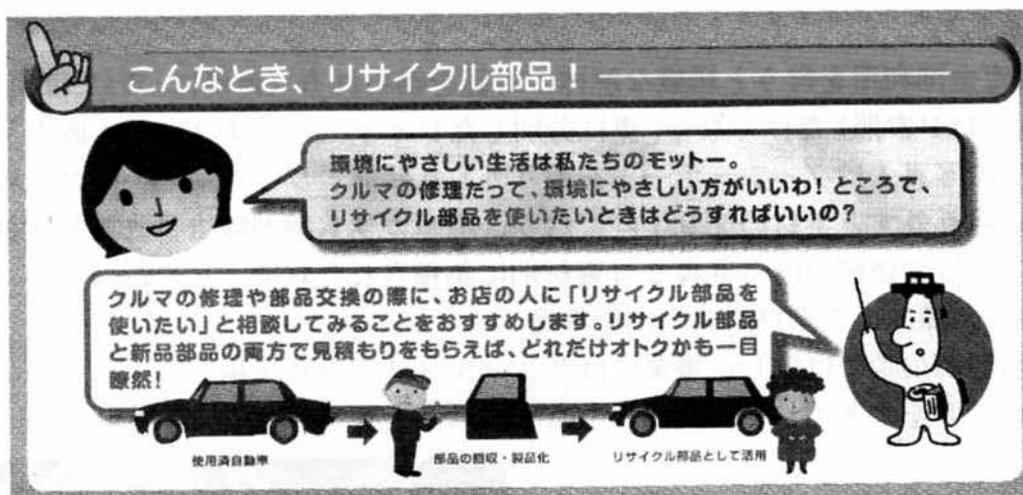
- リサイクル部品に対する理解普及活動
 - ・ リユース部品とリビルド部品の概要
 - ・ ユーザーが重要視する項目である価格や保証の有無は丁寧に
 - ・ リサイクル部品を利用することによる環境への貢献
- リサイクル部品活用の好事例の紹介
- 環境問題への社会貢献の PR・・・グリーン調達制度

【对整備事業者】

- リサイクル部品（エンジン・ミッションなど）は、事前処理によりオイルを廃油として除去分別しているのので、リサイクル部品（エンジン・ミッションなど）交換時にはオイルを充填するなど、取り扱い方を具体的指導。
- お買い得な自社在庫を積極的に PR して、在庫品のメーカー別、車種別などの特徴を知ってもらう。
 - ・ ○○○解体は□□関係の部品は、常時在庫しているなど目玉商品の PR。
 - ・ 整備事業者の問題意識は「必要な部品の入手が困難 64%」が第 1 位
（平成 17 年度「自動車分解整備業実態調査」国土交通省）
- 在庫品の PR には FAX による DM を定期的を送付。
- リサイクル部品割引サービス
 - ・ 特に ELV の仕入れに協力してくれる整備業者には特別割引制度などで関係の緊密さを維持する。

【対部品販売業者(部品商)】

- リサイクル部品の商品知識を高めてもらう
 - ・ミッション交換の場合はトルクコンバーターなど周辺部品が故障原因になる可能性があることを理解してもらい周辺部品の交換も必要となる場合があることをお知らせする。
- 販売先整備事業者などへのリサイクル部品利用方法の的確な説明を行う。
- 販売先整備事業者などからのクレーム発生時には速やかに調査（お詫び）に出向く又は状況の報告を依頼し、同じクレームが発生しないよう対策する。



平成19年5月1(火)メタル・リサイクル・マンスリー

表2、廃車素材別重量

単位：kg

鉄構成要素	大型車 (クラウンなど)	中型車 (カローラなど)	軽自動車 (アルトなど)
車両重量	1600	1100	650
足回り・シャーシ	350	150	90
エンジン・ミッション	320	230	90
ボディガラ *注	750	500	350
廃タイヤ・その他	180	170	120

注：取引ダスト30%引きのため、ネット重量は上記の70%

廃車素材別売上試算

単位：円

鉄構成要素	大型車 (クラウンなど)	中型車 (カローラなど)	軽自動車 (アルトなど)
足回り・シャーシ	10,850	4,650	2,790
エンジン・ミッション	21,440	15,410	6,030
ボディガラ	13,650	9,100	6,370
触媒(ハニカム、マニフォルド)	6,600	6,600	2,600
ハーネス(10、5、3kg)	3,300	1,650	990
セル・ダイナモなど(20、9、6kg)	1,600	720	480
アルミラジエター、エバポレーターなど(5kg)	600	600	600
バッテリー(20、10、9kg)	300	150	135
売上合計(4月13日)	58,340	38,880	19,995
売上合計(2006年10月末)	43,375	29,270	15,112

(日刊市況通信社調べ、4月13日現在)
注：上記の売上試算は、あくまでも目安であり、地域によって相場が異なるため、売上が上下することもある。また、セル・ダイナモなどは、選別せずに、そのままエンジンに付けた状態で出荷する場合もある。上記の試算ではアルミ・ホイールの売上は除いている

(4) 素材売上で収益を確保しよう！

- 素材売却が有効な素材のリストアップ
 - ・ Step1 (1) 自動車マテリアルフロー分析
 - ・ 素材は分別すれば売却単価が上昇するが、ハーネス、樹脂製品、ガラスなどの分別に要する人件費・諸経費と売上との関係を正確に把握（シミュレーション）して判断することが重要
- 素材取りの基準と手順の確立
 - ・ Step3 (1) による素材取り基準と工程の設計
 - ・ 素材取り作業の外注によるコスト削減と熟練作業員の確保など工夫の余地がある
- 認定全部利用を行うと精緻な解体の対価を得られる（対価については両チームのHP参照）だけでなく、更に分別したワイヤーハーネスなども販売可能。
 - ・ 下の写真1はダッシュボードを取り外した状態。ワイヤーハーネスを綺麗に取り外すと素材の売り上げになり、廃車ガラも銅が除去され製鋼素材として付加価値が向上写真2は素材別に集積された状態。
- 地方組織による素材の共同出荷事業
 - ・ 個別事業者では難しい事業にはスケールメリットを活用
 - ・ ロットを大きくして、交渉力を高め、単価上昇を目指す



写真1



写真2

第4章 組織力強化への団結

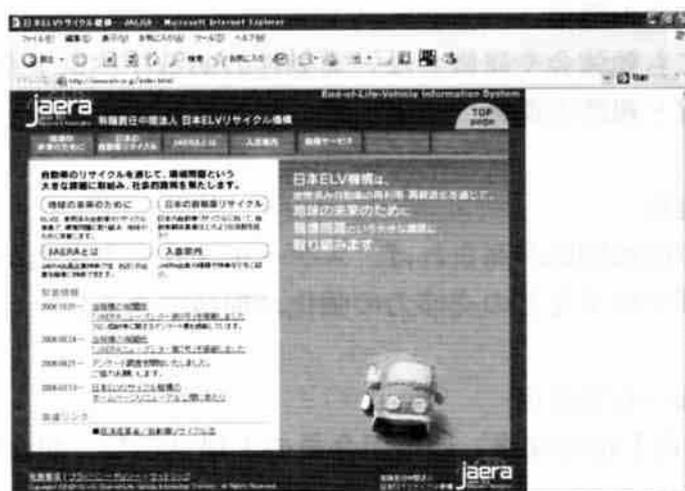
行政（国・自治体）や関連業界との交渉に組織力強化は不可欠

1. IT を活用した情報交換・情報共有の促進

－JAERA ホームページの充実と活用促進－

■週に1回はJAERA ホームページにアクセスしよう！

<http://www.elv.or.jp/>



○ JAERA のホームページに掲載されている連絡文章等の承知は最低限

- ・ 行政からの通達・連絡
- ・ 各委員会の活動報告を随時掲載
- ・ 事業者相談室（FAQ 形式：2007 年度開始予定）

よくある質問、業界内で懸念される事項についての FAQ
行政や本部に対する疑問を提起するご意見箱への投書

- ・ JAERA ニュース（機構の活動実績、業界内の行事・動向・事例 等）

※ELV 流通調査委員会により、JAERA 会員からの情報提供を受け、
JAERA ホームページ上にて輸出エンジン・主要部品の価格情報提供事業を検討中

○ JAERA のホームページでの活発な意見交換

- ・ 電子サロン（2007 年度開始予定）

同業者で意見交換を行いたいテーマを提起してもらい、興味のある人が意見を寄せる方式 ⇒ 参集しての勉強会への発展も期待できる

- ・ JAERA の新たな活動についても常時受付中

2. 地方組織の活性化

—各事業者が業界(組織)に貢献できることを実践して、組織力を高める—

○ 本部との親密なコミュニケーション

- ・ 役員は本部とのコミュニケーションを密にして、会員に必要・有益な情報を迅速に伝達する。
- ・ 会員は役員とのコミュニケーションを密にし、本部に連絡・相談することが有効な案件の情報提供を行う。

○ 勉強会や研修会の開催

- ・ 総会以外にも勉強会や研修会など実効性のあるイベントを企画して、会員の相互理解と親睦を深め、組織活動の基盤を形成する。

○ 共同事業の実施

- ・ 会員相互の信頼関係が高まれば、スケールメリットを生かした共同事業で、コスト削減や相手先との交渉力の強化が期待できる。

○ ブロック会議の有効活用

- ・ 他県組合員と情報交換、他県組合員の工場見学等、組合横断的な活動につなげる

メモ欄：



自動車解体業のモデルビジョン講習会テキスト 正誤表

活路開拓事業の自動車解体業のモデルビジョンのテキストに下表の通り誤りがございました。お詫びして訂正させていただきます。
また、下表以外にもお気づきの点がございましたら、本部事務局までご一報いただきたくよろしくお願い申し上げます。

ページ	行または表	正	誤
175	謝辞本文 3 行目	開拓事業に取り組む	開拓事業に取り組 <u>み</u>
179	2つ目のグラフ内	5千万～1億円 16%	5千万～1億 <u>万</u> 円 16%
180	2行目	横ばいが27%あり、好調と言える事業者が50%である。	横ばいが29%あり、好調と言える事業者が過半数を超えている。
180	6行目	増加が16%	増加が15%
180	6～7行目	46%の事業者が中古部品販売で健闘している。	過半数の事業者がリサイクル部品の売上を伸ばしている。
194	7行目	連絡文章等の周知は	連絡文章等の承知は
194	15行目	JAERA ホームページ上にて	JAER ホームページ上にて

以上

有限責任中間法人 日本 ELV リサイクル機構
本部 事務局

〒105-0004 東京都港区新橋 3-2-2 一美ビル 5F

TEL : 03-3519-5181 FAX : 03-3597-5171 E-mail: jaera-office1@ninus.ocn.ne.jp<http://www.elv.or.jp/>

※ 『「自り法」の更新に備えて札幌市環境局との検討会』19.2.22

全国の同業者に会うと、挨拶がわりが「ELV」の入庫確認である。が自動車解体業者の生命は、業許可取得である。平成16年7月1日から9月末まで、廃掃法による許可を取得している業者は、みなし許可で自動車リサイクル法に基づく許可が取得できた。それから、5年後の更新まで2年を切ろうとしている。

当時の申請書は自動車解体業を継続して行くことを担当行政に提出する簡単な書類の提出と思われる。全国には、正確に確認(約4千から5千社)できない解体業者が事業を行っていた。まず、その既存解体業者の把握が3ヶ月間でほぼ登録および許可申請が提出された。我々の自動車リサイクル法に関する取り組みは109ページに記載されている。平成7年以前(組織活動)に把握されていた。が取り組みが分からない事業者が全国的には大半であったと推定される。別冊4ページ『自動車解体業界の歴史』に自動車解体業が昭和22年5月に東京都内の自動車解体業者、(東京中古自動車協同組合)を設立した。この時期を解体業界のスタートと位置づけると、60年の年月が経過している。法的規制がない状況化で「自り法」に突入した。

解体業者としての言い分はあるが、それは犬の遠吠えに過ぎない。但し、救えは、国交省が自動車リサイクル法に基づく建屋について、許可権者に対して、都市計画等に阻害しない場合について申請者との検討を受ける処置を講じてくれたことは、従来、市街化調整区域内での建屋は一切受け付けしなかったことから救済措置として評価すべきと受け止めている。

この度の、札幌市環境局との話し合いで、本来、建築物を建てる確認行為は、建築部局に申請又は相談をするのが当たり前であったが、自動車解体業界の現状を一番把握している環境部局が窓口となって、まず、相談に応じ、その結果を踏まえ建築部局との話し合いにより、解決の道を開く対策を講じてくれた。明日の入庫が先にあるが、持続可能な事業を求めるには正規な解体施設が不可欠である。工業団地で事業を行っているから更新は出来るとはゆえない。更新時は「自り法」に定められたジャンルをクリアしなければならない。当組合は難産している事業所のパイプ役に努める。



(札幌市に許可申請を行う事業者が更新時の対応について説明を受ける)

札幌市自動車解体施設等の設置に関する指導要綱（抜粋）

（適用）

第3条 この要綱は解体業者に適用する。なお、市長が特に必要と認める場合は引取業者、フロン回収業者及び破砕業者に要綱の全部又は一部を準用することができる。なお、その場合は要綱各条において「解体業者」を「引取業者」、「フロン回収業者」又は「破砕業者」と、「解体施設」を「引取業の用に供する施設」、「フロン回収業の用に供する施設」又は「破砕施設」と読み替えるものとする。

2 破砕施設が廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）第15条1項に規定する産業廃棄物処理施設である場合にあっては、札幌市産業廃棄物処理施設設置等指導要綱を適用する。

（解体業者等の責務）

第4条 解体施設を設置する場合は、この要綱の規定のほか、次項に掲げる関係法令を遵守しなければならない。また、周辺に対し十分な環境衛生上の配慮を払うよう努めなければならない。

2 前項に掲げる関係法令は以下の各号に掲げるものとする。

- (1) 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）
- (2) 悪臭防止法（昭和43年法律第91号）
- (3) 騒音規制法（昭和43年法律第98号）
- (4) 札幌市生活環境の確保に関する条例（平成14年条例第5号）
- (5) 建築基準法（昭和25年法律第201号）
- (6) 都市計画法（昭和43年法律第100号）
- (7) 消防法（昭和23年法律第186号）
- (8) その他、市で定めている条例（自然共生、緑地、景観、建築規制等）
- (9) 上記のほか施設を設置しようとする場所における規制に関する法令

（立地基準等）

第5条 解体施設の設置については、次に掲げる立地基準等を満たすこと。

2 市街化区域については、「工業専用地域」、「工業地域」、「準工業地域のうち地区計画又は特別用途地区により住居の建築が制限されている地域」に立地すること。ただし、専ら自己所有車輛の部品取りを目的とした小規模の解体施設など、環境を悪化させるおそれが少ない施設と市長が特に認めたときは、この限りではない。

3 市街化調整区域への立地については、以下の各号いずれにも適合すること。

- (1) 建築地は、次に掲げる区域又は敷地境界から、申請する建築地に至る最短距離が、概ね100m以上離れていること。ただし、申請する建築地に路地状部分（専ら事業を行う区域に出入りすることを目的とする通路状態の敷地。以下同じ。）が存在するときには、離隔する距離を算出する場合に限り、申請する建築地から当該路地状部分を除くことができるものとする。

ア 市街化調整区域内の、旧住宅地造成事業が完了した区域、地区計画区域又は道の位置の指定を受けている一団の土地の区域（ただし、道の位置の指定を受けている一団の土地の区域については、概ね20戸以上の住宅が建ち並んでいるものに限る。

イ 学校、老人ホーム、保育所、病院などの公益的建築物の敷地

ウ 市街化区域(ただし、工業専用地域、工業地域又は準工業地域のうち地区計画・特別用途地区により住宅の建築が制限されているものを除く。)

- (2) 本市の土地利用計画等の支障とならないように行うため、原則として別表1に掲げる「保全すべき土地」において行われるものではないこと。
- (3) 建築物は、解体施設、解体で発生した廃棄物・部品の保管場所及び当該施設を管理する事務所(トイレ、従業員休憩室及び手洗い場等を含む)であること。
- (4) 建築物の規模、構造等は、使用済自動車の取扱量、敷地規模及び従業員数等を勘案し過大でないものとし、原則としてその階数は2以下かつ高さ10m以内であること。
- (5) 建築敷地が、事業の規模等に応じて、次に掲げる幅員を有する道路に接するものであること。
 - ア 申請する建築地の敷地面積が5,000㎡以上の場合、敷地に接する道路の幅員が9m以上であること。
 - イ 申請する建築地の敷地面積が10,000㎡以上の場合、敷地に接する道路が4車線以上の国道・道道・市道であること。
- (6) 申請する建築地における土地利用等については、次のいずれにも該当するものであること。
 - ア 申請する建築地の敷地境界における騒音レベルが騒音規制法に定める特定工場の第3種区域の基準を満たすように設計されていること。
 - イ 修理工場、店舗、部品販売施設等、自動車リサイクル法又は廃棄物処理法の目的を達するために必要とする施設以外は含まないこと。
 - ウ 申請する建築地の敷地内には、植栽・緑化等の緑化措置が適切になされていること。
 - エ 申請する建築地の周囲には、自然環境及び景観などを配慮し、緩衝帯又は塀を設けること。

(事前協議等)

第6条 解体業者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、次条から第11条までに規定する協議等(以下「事前協議等」という。)を行わなければならない。ただし、事前協議等に相当する手続きが既に完了している場合など、市長が特に認めたときは、事前協議等に係る手続きを行わないことができるものとする。

- (1) 自動車リサイクル法第61条第1項に基づく解体業の許可申請を前提とした施設を設置しようとするとき又は更新申請をしようとするとき。
- (2) 自動車リサイクル法第62条第1項に規定する施設に変更を加えようとするとき。
- (3) その他、市長が必要と認める場合

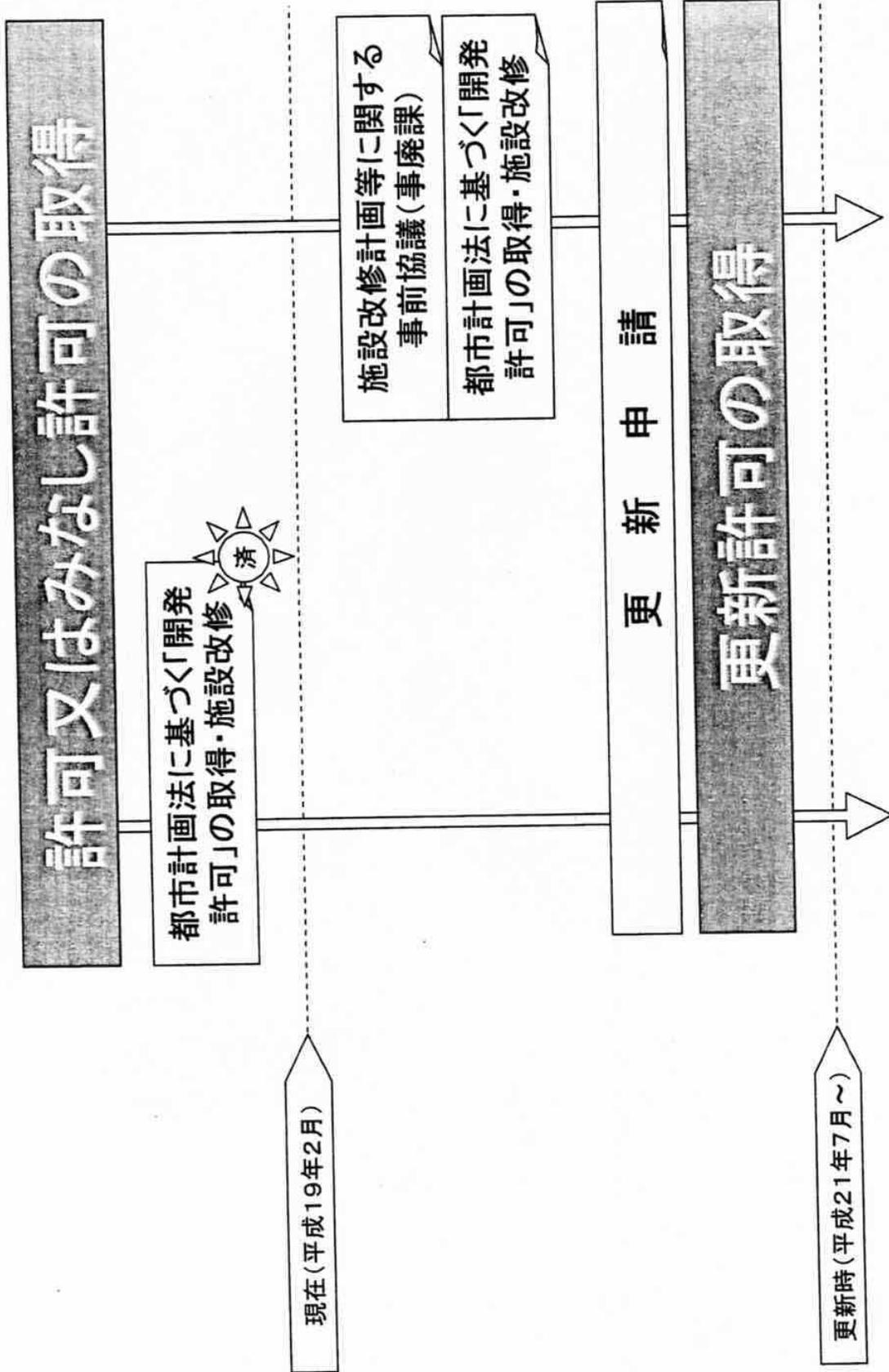
(設置等計画書の提出)

第7条 解体業者は、前条に該当する場合は、施設の設置又は変更等に関する計画について記載した解体施設設置等計画書(様式第1号。以下「設置計画書」という。)を市長に提出しなければならない。

2 設置計画書には、別表2に定める記載事項を記載し、かつ、同表に掲げる添付書類を添付しなければならない。

市街化調整区域の場合

自動車解体施設の更新手続きの流れ(事前協議制度の導入)



注:更新でなくとも、大規模な施設変更・移転等の計画については事前協議が必要(市街化区域・市街化調整区域とも)

※ 『SSG創立20周年記念講演と祝賀会』19.2.24

工藤洋行氏は、昭和61年〔株〕札幌パーツ代表取締役工藤洋行が当社において、業界初のコンピュータシステム(オフィスコンピュータ)を完成した。この後、札幌において同業者4社による中古パーツの共有管理システムによって部品販売をしてきた。62年に、エス・エス・ジーグループとして設立した。そして、89年から会員を増強し、90年には自動電源方式によるバッチ式オンラインシステムV4.3稼動した。その後、SSGとして品質基準、及び流通マニュアル等の作成やコンピュータによる中古部品標準化を実現したシステムV6となる。この間、多くのシステムを構築、活動を続けている。現在では48社となった。

平成15年9月には、鉄クズ価格の暴落等により、逆有償となり会員のためにスケールメリットを上げることを目的に自動車解体業界団体として、国内、初の一貫処理施設を建設した。平成16年度「IT活用優秀賞」を受賞した。17年度「IT経営百選奨励賞企業」を受賞した。

平成17年SSG「リポ工場」を〔株〕札幌パーツに譲渡した。平成18年度役員改選により工藤社長が会長となり、社長に浜田氏を選任した。当日、〔株〕エス・エス・ジー創立20周年を迎え定期総会後、記念祝賀会が全国からの来賓の出席。盛大に行われた。なお、SSGグループには、当北自協組員が40社加盟している事から共同で勉強会等を行っている。



創立20周年に出席した会員各位

式典前には大山堅司ブロードリーフ社長が記念講演。また記念事業としてSSG、リサイクルるまっち統括本部の合同で道新社会福祉振興基金に50万円を寄付した。なお、札幌パーツ会長でグループ創設者の工藤洋行SSG会長は「21前はコンピューターの中古部品管理システムが存在せず、全くのゼロから作り上げ、1年後にネットワーク化を呼び掛けた。これまでの20年で状況は様変わりしたが、あと5年でまた大きく変化する。今後の進歩が楽しみ」と語った。また、講演の中で、大山社長が輸出業者(外人バイヤー)コンテナ等に積み込む際に一つでも多く積みたいことから、積み残しができると「悔しい」と残念がる執念を我々も学ぶところがあるのではない。と閉めた。



(平成19年度総会挨拶する浜田社長)



(基調講演、大山堅司ブロードリーフ社長)



(20年を振り返る工藤会長)

SSG会長 工藤洋行

振り返ってみれば既に20年あっという間に過ぎ去った月日ではありますが、考えてみれば色々あった事柄が思い浮かびます。当時の国内にはリサイクルパーツシステム並び販売団体等は殆んど無く、全くの手作りで始めた事が今ではごく当たり前の事として一般社会に認められ、行政レベルの支援等もある事に、改めて時の流れというものを感じています。然し、最近の業界動向を見るに非常に大きな変革期を迎えつつ有り、今までのように共存共栄という事は甚だ難しい事になるかもしれません。

今まで培ってきたものを更に発展させ、是非とも業界一丸となって力を合わせて行かなければならない状況ではないかと思われまます。今後の10年、20年先はどのような変化を遂げていくのかハッキリとは判りませんが、皆様方の力できっと考えも付かないような新しい展開をしている事と楽しみにしております。

工藤 洋行

代表取締役社長浜田泰臣



(今後の抱負を語る浜田社長)

私をはじめ現役員は昨年に指名され、この1年旧3役及び会員のご指導を受けながら活動して参りました。この20年会員数も48社に増え築いてきました先輩方の意志を継承しながら、北海道のローカルグループとして地域に根付いた活動を中心に、SSGが30年・40年と活動を続けていくため微力では御座いますが役員及び社員一同頑張る参ります。

これから先この業界は大変な時期に入ることが予測されますが、今後ともより一層、皆様のご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

浜田 泰臣

※ 『広域緊急援助隊等による災害(大規模雪崩)警備訓練計画』(案)19.3.1

北海道警察本部警備部(18年11月8日北海道警察と北海道自動車処理協同組合との災害時における支援協定書)を踏まえて、要請に答えて、当、災害隊対策委員長(佐藤正良専務理事)が社員4名を引き連れ参加をして頂いた。訓練車両3台と救助車両2台、小型ショベル1台を提供した。訓練は、北海道の気候特性に鑑み、積雪寒冷期における大規模雪崩災害に的確に対応するため、警備本部設置訓練、救出救助資機材の性能検証等のほか、耐寒自活能力の向上を図る。訓練は、3月1日午後3時から4時までの間、札幌市手稲区手稲本町593、SAPPOROティネで行われた。



(雪崩によって埋まった訓練車両から救出する隊員)



(災害救助現場で訓練車両を持上げる)

※ 『札幌市が長期放置車両に対して撤去を命ずる(措置命令)発効した』19.3.1

札幌市は1日、清田区清田の民有地に約650トンの産業廃棄物を放置しているのは廃棄物処理法違反(不法投棄)にあたるとして、同区の古物商の59代男性に、撤去を命ずる「措置命令」を月内に出す方針を決めた。

札幌市が同法に基づく行政処分改善命令より重い措置命令を出すのは初めてで、道内でも過去10年で2例目。従わない場合は、同法違反容疑で告発する考えだ。



(札幌市清田区の放置車両現場) 06.5月現在確認



(札幌市清田区の放置車両現場) 06.5月現在確認

男性は「売却のための有価物」と主張していたが、札幌市は保管状態などから「廃棄物」と判断した。命令の期限は5月31日で、撤去するまで、徹底的に指導を続ける方針。撤去には数千万円がかかるため、札幌市は最悪の場合は回収業者の協力を得られないか検討する考えだ。

※ 『札幌市の要請があれば撤去に取り組む予定』

札幌市清田区で“産廃ごみ”の扱いをめくり騒動が起きている。ある、住民から山の中に膨大な量の廃棄物がためこまれ、市が処理に頭を痛めている。問題の場所は、札幌市清田区清田の住宅地から沢を挟んだ小高い山道沿いに廃車や家電、廃タイヤ等が無造作に積まれている。

廃車は市環境局事業廃棄物の調査では約150から170台ほど。特に問題となるのが、鉄クズ類を除く廃棄物の処理である。この場所は、地権者(私有地は400坪)が一人で5000坪以上の土地を無断で借用している。担当局が再三撤去するよう指導を行ってきたが、一向に片付けすることなく現在に至っている。この様に体積しだしたのは昭和50年後半である。

地権者が全国的にいることから、現状を確認することが無く社会的問題になるまで時間がついやした。指導に対して、あくまでも有価物(資源)である。と言い切る。

※ 『学会による不法投棄対策講座』19.3.2

全国的に産業廃棄物と一般廃棄物が不法投棄され大きな社会問題となっている。大量生産・大量消費・大量破壊の社会構造が20世紀を支えてきたと結べる。循環型社会形成を推進する北海道大学大学院工学部研究科が2日、同大初となる「不法投棄対策工学講座セミナー」を同校の学術交流会館講堂で開催した。

国をはじめ、北海道、札幌市、などで実際に廃棄物の不法投棄対策に取り組んでいる関係者が現状や今後の課題をそれぞれ発表した。当日は環境省不法投棄対策室の牧谷邦昭室長、千葉県から北総県民センターの原雄次長、道内から北海道環境生活部の梅田克典氏をはじめNPO法人最終処分場技術システムの土居洋一研究員ら多数が参加。まず、産業廃棄物と一般廃棄物の違い、不法投棄を撲滅す



(フォーラム会場)

るための法制度の構築や費用の負担など社会システムづくりについて幅広い視野から活発な議論を交わした。発表者の梅田氏は、ゴミの不法投棄はコスト・技術・市場性のバランスが崩れたときに発生すると指摘し、その例として廃タイヤの不法投棄の実情を報告した。また、札幌市の木田廃棄物対策課長は、札幌市環境局が扱っている清田区における案件を発表した。

産業廃棄物並び一般廃棄物にける案件を発した。産業廃棄物並び一般廃棄物について、廃棄物について、廃棄物としての認定が問題を先送りし

ている。所有者が有価物であると「いいはると」行政指導が難しい。一見、行政サイドとして廃棄物の山と見なすが法的処置を講じるには、現時点では強制的措置が施行できないのが現状である。



※ 『J A E R A 理事会（18年度最終）』 19.3.16

有限責任中間法人日本E L Vリサイクル機構（酒井清行代表）は、平成18年度第3回理事会を本部会議室で開催した。冒頭、酒井清行代表理事から法人化に移行2年を経過した。この間、理事及び会員の皆様方のご協力によって自動車リサイクル法の健全な取り組みが行なわれて参りました。リサイクル法に関しては既存業者として不満の面もある反面、概ね、順調に推移していると思います。



（平成18年度第3回理事会）

問題点については、今後、理事会並び会員の皆様方の意見交換の機会を設け国や関係行政等にものを申す機会が改善できる問題等に取り組みたい。

また、来賓挨拶として、経産省自動車課リサイクル室長中石齊孝氏、環境省リサイクル推進室室長補佐中野哲哉氏から自動車リサイクル法に関する取組みについて協力を謝辞が述べられた。続いて、議長選出で伊丹伊平北海道ブロック長が選任され理事会が開催された。

資料確認後、事業活動について報告がなされた。

1. 活路開拓事業報告 事業の成果普及講習会実施 報告書の配布並びに取扱い。酒井代表
2. 部品流通部会活動 部品流通部会開催2回 部品流通研究会開催5回。 清水部会長
3. E L V流通調査委員会活動報告 産構審合同会議への準備資料作成 輸出エンジン価格などの情報提供事業調査・研究。 青木委員長
4. 自動車再資源化協力機構との協力活動 フロン回収に関するアンケート調査結果報告 車
上作業処理契約事業所に対する講習会実施協力。 酒井代表
5. 賛助会員募集について。 酒井代表
6. 事前回収物品の回収ルート調査（環境省）協力。酒井代表

平成19年度事業計画（案）

1. 「自り法」改正への準備作業
準備委員会の設置
2. 使用済自動車入庫促進事業
リサイクル部品普及促進活動の継続実施
自動車リサイクルと解体業の認知度向上を目的とするノボリ旗の頒布
3. 自動車再資源化協力機構（以下J A R P）との協力事業
フロン類並びにエアバッグの適正処理促進事業への協力
エアバッグ車上作業処理契約事業所に対する講習会開催協力
4. 情報提供事業の強化
「純正部品電子カタログ」利用に関する検討委員会の立ち上げ。経産省からのご提案を受ける
望まれる情報の調査・研究と情報提供システムの構築
J A E R A ホームページの高度化・「輸出エンジン価格情報提供」も含め、中央会補助事業として行うことも検討。
5. 会員数拡大事業
未加盟部品流通団体のJ A E R A 加盟促進

※ 『第6回北海道自動車リサイクル協議会開催』19.3.16

第6回北海道自動車リサイクル協議会が道庁赤レンガ庁舎2階2号会議室で開催した。開会に先立ち、道環境生活部環境局循環型社会推進課藤澤理樹参事よりご挨拶があり、本日、出席予定である北自協南理事長が東京に上京のため出席をしていませんが、昨年11月28日九州において、平成18年度循環型社会形成推進功労者等環境大臣表彰受賞したことを紹介された。続いて審議議題に入った。

議題(1)自動車リサイクル法の施行状況等について。(2)不適正保管等使用済自動車の状況について。(3)協議会構成員の取り組みについて。(4)意見交換

道リサイクル協議会の趣旨であった不法投棄や長期保管車両されている使用済自動車は、周囲の景観を阻害し、自然環境にも悪影響を与えている。道(環境生活部)が平成13年7月に、道内における不適正車両の撤去を重点的に取り組む「第1回自動車リサイクル適正処理検討会」を設立した。

第1回検討会で、関係行政が把握している適正処理を行わなければならない車両は66,402台、把握できない廃車等を加えると、10万台を超えることが予測された。検討会及び部会を開催し、処理業者の協力で概ね撤去作業が行われた。また、平成16年1月23日には、本格的に施行される、「自動車リサイクル法」の概要を踏まえ「北海道自動車リサイクル推進協議会」を道環境生活部に設置した。

今回、第6回リサイクル協議会で事務局からの報告では、取組みの強化から使用済み自動車の台数が大幅に減少したことが報告された。



(第6回北海道自動車リサイクル推進協議会)

かつて、道内の不適正保管車両が、昨年9月の調査で6千台、そして今月までに4千台レベルへ改善されたことがわかった。なお、3月の速報による不適正保管車両台数は、保健所設置市(札幌市、小樽市、函館市、旭川市)を除く北海道管内では3,965台とさらに減少した。初期の目的はほぼ達成した。今後の不適正保管車両については、部会運営等によって逐次部会において検討し、すべての撤去を完了していく。

当協議会出席者

〔社〕日本自動車販売協会連合会札幌支部、札幌地区軽自動車協会、北海道中古自動車販売協会、北海道整備連合会、北海道自動車処理協同組合、〔社〕日本鉄リサイクル工業会北海道支部、〔株〕エコバレー歌志内、〔社〕北海道産業廃棄物協会、北海道経産局環境対策課、北海道運輸局安全部管理課、環境省北海道地方事務所、北海道市長会、北海道町村会、札幌市環境局廃棄物課、函館市環境局廃棄物対策課、小樽市環境部管理課、北海道環境生活部環境局循環型社会推進課等の委員で検討が行われた。

不適正車両を受ける側は、北海道自動車処理協同組合、〔社〕日本鉄リサイクル工業会北海道支部が主体となって撤去作業に貢献することが求められている。

なお、北海道自動車リサイクル推進協議会の第1回平成16年1月から開催、第6回の協議会を開催する間長期保管等使用済自動車対策検討部会を4回開催した。

- 第1回 平成16年 8月 6日
- 第2回 平成16年10月19日
- 第3回 平成16年 3月24日
- 第4回 平成17年 8月31日